

岩倉市 自治基本条例検討の手引き

(2012.6.4 時点)

条例の基本構成と論点の整理

目 次

序. 自治基本条例とは？	1
1. 前文	5
2. 総則	11
3. 市民の権利と役割・責務	21
4. 市議会の役割・責務	25
5. 市長・行政執行機関・市職員の役割・責務	27
6. 参加と協働の仕組み	30
7. 市政の運営	38
8. 条例の実効性の確保	51

自治基本条例の定義と位置づけ

①自治基本条例の定義

自治基本条例は、住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定める条例です。現在、自治基本条例に定まった定義はありませんが、

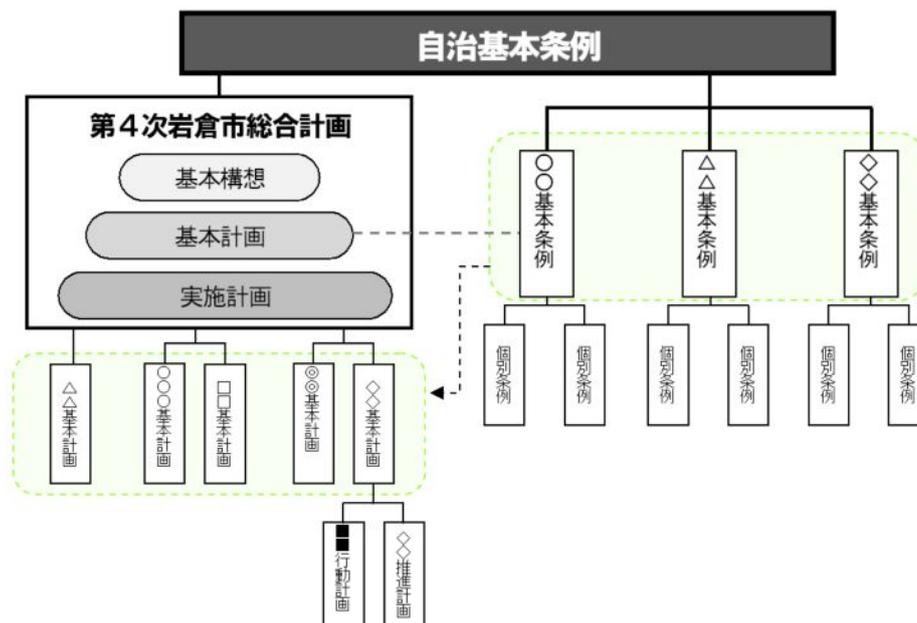
- ①自治の主体は市民であること
- ②自治体は市民の信託に基づき成立することを明確にするものです。

なお、学識者による自治基本条例の定義・解釈は以下のとおりです。

定義・解釈	所属・氏名
「(市民が) 自治体政府に対して信託している内容を明示したもの」	(財) 地方自治総合研究所所長 辻山幸宣
「独自の政策・制度策定をめぐる個別条例、個別施策についての枠組法」	法政大学名誉教授 松下圭一
「自治体としてのアイデンティティ」	
「住民自治・市民自治の制度的担保措置」	九州大学法学研究院主幹教授 木佐茂男
「まちの憲法」	財団法人東京市政調査会理事長 第30次地方制度調査会会長 西尾 勝
「総合計画や他の条例より上位に位置し、これらに指針を与えるもの」	
「自治体運営のルール」	中央大学大学院経済学研究科教授 佐々木信夫
「自治体の憲法」	明治大学政治経済学部教授 牛山久仁彦
「条例、規則や自治体運営の基本」	

②自治基本条例の位置づけ

市の最上位計画である総合計画をはじめとした各種計画及び各種条例の最上位に位置づけられるのが、自治基本条例です。



自治基本条例制定の背景と意義・必要性

①自治基本条例制定の背景

- 平成 12 年の地方分権一括法施行により、国と地方自治体との関係が、「上下・主従の関係」から「対等・協力の関係」へと変わり、地方自治体の権限・所掌事務が拡大しています。
- また、地方自治体が自らの意思と責任によって、画一的・均一的な自治体運営から、それぞれの特色を生かした自治体運営（地域経営）を進めることが求められるようになってきました。
- 一方、急速な少子・高齢化、人口減少など、高度経済成長から成熟社会へと変わるなか、市民を取り巻く環境も変化してきました。具体的には、多様化・高度化する市民ニーズを踏まえ、行政サービスを受けるだけでなく、地域の自治活動やNPO・ボランティアなど様々な市民活動が展開されているなかで、行政と市民の関係、行政運営のあり方を根本から見直し、新たな関係を示すルールが必要となってきました。
- 以上のことから、様々な条例や施策を束ね、自治体の基本的な考え方・方針を明確にするルール（自治体の憲法）が必要となり、自治基本条例が制定されるようになってきました。

②自治基本条例制定の意義・必要性

自治基本条例において、まちづくりにかかわる市民等の権利や責務、市及び議会の役割や責務等を明らかにするとともに、その趣旨を市民と行政が共有し、着実に実行することで、市民自治による地域の特性に応じたまちづくりにつながります。

また、地方自治法の改正（平成 23 年 8 月施行、第 2 条第 4 項の削除）に伴い、市町村基本構想の策定義務が撤廃されたことから、自治基本条例に総合計画の位置づけを明示する事例もみられるようになっていきます。

■委員の皆さんで考えた条例の意義・役割

◆総合的にみた自治基本条例に対する意義・役割

- 自治基本条例は、何が公平・公正なのか、決め方のルールづくり。
- 「岩倉市力」（自治力）の底上げを実現するため、市民・行政職員ともに役割と責務を明確にし、各主体がそれぞれの責務を果たし、市民と市民、団体と団体、市民と行政をつなぐルールを定める条例とする。
- まちづくりの進行管理、評価を行うため、市民と行政が、ともにPDCAサイクルのもとで進行管理・評価を行う。

◆市民の視点からみた自治基本条例に対する意義・役割

- 市民憲章にある考え方などを大切にしたい岩倉市のまちづくりの基本理念を明確にし、市民が将来の岩倉市の姿がイメージでき、希望を持てるものとする。
- 市民の拠りどころとして受け継がれる条例とする。
- 一方で、この条例は市民の生活の変化に応じた見直しが必要である。

- 市民のためになり、市民の役に立ち、市民が納得できる条例にする。頑張る地域が頑張れるように、市民活動に取り組むための動機づけ・意識付けとなるものとする。
- 市民活動を行うための市と市民との基本ルールを定め、市民の取り組みを応援するもの。
- 市民の目線でサイレント・マジョリティの意思も反映させたものとする。
- 自己実現を担保するもの。
- 市民の間にも「協働」に対する意識の格差がある。「協働」を市民に浸透させること。
- 行政区の位置づけを明確にするもの。

◆行政の視点からみた自治基本条例に対する意義・役割

- 小さなまちだからこそ、個性を大切にしたまちづくりができる。首長が交代しても、岩倉市が目指すまちづくりの姿を示し、方針を変えない、変わらないようにするもの。
- 市民力による行政ではできないきめ細かなサービスの実現を目指すものとし、行政は市民による地域づくりのサポート能力の向上を図る。
- 行政にとって、市民との協働のきっかけ・裏付けとなるもの。

全国及び県内の自治基本条例の状況

平成23年1月現在、自治基本条例を施行しているのは全国1,749自治体中204自治体で、全体の11.7%となっています。また、県内における自治基本条例の施行状況は以下のとおりです。

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
施行自治体数	1	2	9	11	26	23	36	30	32	34
累計	1	3	12	23	49	72	108	138	170	204
比率(%)	0.1%	0.2%	0.7%	1.3%	2.8%	4.1%	6.2%	7.9%	9.7%	11.7%

※NPO法人 公共政策研究所調べ

自治体名	条例名	施行日
東海市	東海市まちづくり基本条例	H15.12.22
知立市	まちづくり基本条例	H17.4.1
豊田市	まちづくり基本条例	H17.10.1
日進市	自治基本条例	H19.10.1
みよし市	自治基本条例	H20.10.1
安城市	自治基本条例	H22.4.1
大口町	まちづくり基本条例	H22.4.1
一宮市	自治基本条例	H22.6.29

自治基本条例の基本骨格イメージ

1. 前文
2. 総則 ○条例の目的 ○条例の位置づけ ○用語の定義 ○自治の基本原則
3. 市民の権利と役割と責務
4. 議会の役割と責務
5. 市長・行政執行機関・職員の役割と責務
6. 参加と協働の仕組み ○市民参加 ○市民自治活動（地域自治活動） ○連携
7. 市政の運営 ○行政組織 ○計画的な市政運営（総合計画等） ○情報公開・個人情報の保護 ○行政手続き ○財政 ○行政評価 ○住民投票 など
8. 条例の実効性の確保 ○条例の遵守 ○条例の検証・見直し

1. 前文

■岩倉らしさや条例制定の背景、基本理念などを文章表現します。

- 前文は、自治基本条例を制定するにあたっての趣旨等を明確にするために設けるものです。
- 多くの場合、①条例制定の背景となる「まちの成り立ちや特性」や「条例制定の時代背景」、②「目指すべきまち・自治の姿」、③「そのための手段として必要な事項」、④「制定の目的・理由や決意宣言」を基本構成としています。
- これらに加えて、大和市では、「自治の基本理念」を明確に位置づけているのが特徴的です。
- また、大口町や一宮市、流山市などでは、「条例の位置づけ（最高規範、まちづくりの基本規範など）」を位置づけていますが、日進市などのように、「条例の位置づけ」を「総則」で扱っているような事例もみられます。

論 点

- 岩倉市がどのようなまちなのか、岩倉らしさとは何か？
 - *岩倉市のその成り立ちや特性（自然・歴史、地理的な特徴等）
 - *今のまちの姿や暮らしの姿、自治の姿 など
- 条例制定の時代背景は何か。（なぜ、岩倉市において自治基本条例が必要なのか？）
- 岩倉市のどんなまちを目指すのか、どんな自治体、市民自治の姿を目指すのか。
- 自治によるまちづくりを推進していく上で、大切にしていきたい思いや市民の願い・決意、自治のあり方などの基本的な考え方（理念）としてどのようなことを盛り込むのか。

参考：他の自治体では

【日進市】

①まちの成り立ちや特性（自然・風景・歴史・地理的な特徴、市民の状況）

わたしたちのまち日進市は、東部には緑豊かな丘陵地があり、そこを源流とする天白川の流域には、田園風景が広がり、そして古くからの街道の歴史とともに、四季折々の自然の美しさを感じさせてくれます。

また、日進市は、「日々進みゆく」の名にふさわしく、学園都市の顔を持つ大都市近郊のまちとして発展しました。そこには多様な思考や行動力を備えた、活気に満ちた市民の営みと交流があります。

②将来に向けての課題・進むべき方向性

わたしたち市民には、長い年月にわたって、この土地の気候や風土に培われ育まれてきた人々の考えや文化を踏まえながら、時代の変化に対応した地域社会を創造する必要があります。そのために、わたしたち市民は、人権を大切にす差別のない社会の実現、環境に配慮した持続可能な循環型社会の創造、地域課題を解決するための新しいコミュニティの形成、新たな公共を担う市民自治活動の推進、少子高齢社会への対応などそのときどきの課題に積極的かつ主体的に取り組まなければなりません。

③決意宣言

今、わたしたち市民は、誰もが個人として尊重され、戦争のない平和な社会で、健康で快適かつ安全安心に、幸せに暮らすことができる日進市を守り育てていこう、そして、次の世代を担う子どもに引き継いでいこうと決意しました。

④理想とするまちの姿を実現する手段として必要なこと

そのためには、市民一人ひとりが、自立した市民として、また地方主権の名のもとに自立した自治体の一員として、自ら考え、行動し、お互いを尊重し、認めあい、ふれあい、助けあいながら、自分たちのまちは、自分たちの手で築いていこうとする市民主体の自治の精神を共有することが何より大切です。

⑤制定の目的／条例制定の宣言

わたしたち市民は、この精神を自治の基本理念として、市議会や市の執行機関と協働し、愛着と誇りを持って暮らせる日進市を守り育てていくため、ここに日進市自治基本条例を定めます。

【大口町】

①まちの特性や成り立ち／社会経済環境等の潮流変化（制定の背景）

春、若草に立ち昇る陽炎、咲き誇る五条桜、きらめく水の光
夏、緑豊かな田園風景、躍動する無数の命、漲みなぎる活力
秋、黄金色の稲穂の波、自然の恵みの実り、豊穡の喜び、祭りの音
冬、寒さの中で絶えることない産業の響き、人々の活動
凍てつく天を指す、春に備えて萌芽を秘めた木々の梢

私たちは、恵まれた自然を活かし、英知と努力によって、歴史と活力のあるまち「おおぐち」を築いてきました。しかし、戦後60年が経過し、少子高齢化や環境問題など暮らしを取りまく社会経済環境は急激に変化しています。そして、地方分権の進展で私たち一人ひとりが地域の課題から眼をそらさず、自らの責任で考え、決め、行動する住民自治の時代が来ています。

幸いにも、私たちのまち「おおぐち」は、「住民の参画と参加のまちづくり」を目標に掲げ、多くの取組を重ねて、住民、NPO及び企業が協働し、それぞれが活躍する自主と活気に溢れるまちとなっています。

②自治のまちの姿／進むべきまちの方向性

私たちは、まちづくりの主体として、この成果をさらに発展させるとともに、自らの役割と責任を自覚し、一人ひとりの「自立の精神」を大切にしながら、互いに思いやりのある優しい気持ちで見守り支え合う「共助の精神」をみんなで共有します。

③制定の目的／最高規範としての位置づけ／条例制定の宣言

私たちは、明るい希望に満ちた明日を拓くため、住民が地方自治の主権者であることを明らかにし、まちづくりの基本規範として、「大口町まちづくり基本条例」を制定します。

【条文の説明】

- 大口町には、まちの中央を流れる五条川を中心に四季折々の豊かな暮らしがあります。これは先人が「自立」を英知と努力で築き、その精神は今も住民に引きつがれています。これが大口町の特性であり、まちづくりの大きな財産です。それを四季ごとの詩で表し、私たち住民が等しく共有する条例の導入としました。
- 平成11年、地方分権一括法の公布と地方分権改革は、社会制度等の課題を背景に、地方自治体のあり方を大きく変えるものとなりました。同時に始めた本町の主要施策「住民の参画と参加のまちづくり」の10年間の取り組みの成果は、まちづくりの新しい可能性を秘めるものとなっています。
- 条例は、「住民の参画と参加のまちづくり」の成果を発展させるために、住民、行政、議会、自治組織の役割と責務及び、住民がまちづくりの主権者であることを明らかにし、「参加と協働」を基本にまちづくりを行うことを定めるものです。
- まちづくりに補完性原理の考え方も取り入れています。個人の自立を基礎に、「自助・互助・公助」の順に課題を解決するというものです。
※補完性の原理：できる限り小さな単位でおこない、できないことのみを大きな単位の団体で補完すること。
- 条例は、このような自治体運営の基本理念を定め、町の条例の最高規範として、住民から権力者である町長や議会への命令を含む「まちの憲法」と位置づけるものです。

【一宮市】

①まちの成り立ち・特性（自然・風景・歴史・地理的な特徴・産業）

わたしたちのまち一宮市は、濃尾平野の中央部に位置し、木曾川をはじめとする豊かな自然に恵まれ、「尾張の国の『一の宮』」であった真清田神社門前町として、平安時代の昔から栄えてきました。そして、先人のたゆまぬ努力により、繊維のまちとしてより一層の発展を遂げ、尾張西部の中心的都市となっています。

②将来に向けての課題・進むべき方向性

この一宮市に住み、学び、働くわたしたちは、先人が築き上げてきた誇りある一宮市を受け継ぎ、さらに住みよいまちとするため、地域・年齢・性別などを問わず、力を合わせていくことが必要です。地域主権の進展や少子・高齢化の進行、公益的市民活動の活発化といった時代背景の中、市民・議会・執行機関の新たな協働関係を構築するとともに、市民一人一人の主体性を大切にしながら、市民もまちづくりを担い、かつ、責任も負うということを基本理念とし、未来に向けた新しいまちづくりを推進しなければなりません。

③制定の目的／条例の位置づけ／条例制定の宣言

わたしたちは、一宮市民憲章に掲げられた住みよい一宮市を実現するため、ここに、まちづくりの原則と仕組みを定める一宮市自治基本条例を制定します。

【安城市】

①まちの成り立ち・特性（今日のまちへと発展してきた過程）

私たちのまち安城は、先人の開拓者精神により碧海台地に引いた明治用水の豊かな水にはぐくまれ、かつては日本デンマークと呼ばれるほどの農業先進地として知られ、また、恵まれた地理的条件から都市化・工業化も進み、農・工・商バランスのとれたまちとして発展してきました。

②進むべき方向性／理念（安城市がどのようなまちを理想としているか）

私たちは、この豊かな水と田園風景、進取の気風や共存共栄の精神など、先人が築き、たゆまぬ努力によって守り育ててきた誇りや財産を大切にしながら、おとなも子どもも個人として尊重され、だれもが幸せに暮らし続けられるまちを創造し、未来を担う子どもたちに引き継ぎたいと願っています。

③理想とするまちの姿を実現する手段として必要なこと

そのためには、私たち一人ひとりが、自ら考え行動する自立した市民として、また、まちづくりの担い手として、助け合いながら協働することが必要です。

④制定の目的／条例制定の宣言

私たちは、市民が主役の自治の実現を目指し、ここに、安城市自治基本条例を制定します。

【解説】

前文は、自治基本条例制定の趣旨を明確にするために設けるものであり、この中で、条例制定の背景、目指すべきまちづくりの理念とその手段、制定の決意等についてわかりやすく定めています。

- 第1段落では、先人の開拓者精神により碧海台地に引いた明治用水の豊かな水や恵まれた地理的条件によって、安城市が今日のまちへと発展してきた過程について説明しています。
- 第2段落では、安城市がどのようなまちを理想としているかということについて定めています。
- 第3段落では、前段落で掲げた理想とするまちの姿を実現する手段として必要なことを明らかにしています。
- 第4段落では、自治基本条例を制定する決意について宣言しています。

【知立市】

①まちの特性（自然・風景・歴史・生活文化）

私たちのまち知立市は、有数の歴史遺産と都市の景観が調和した、人々が集う魅力あるまちです。

私たち市民は、ここに集い、生まれ育ち、学び働き、暮らし、それぞれの歴史を刻み、文化を育んでいます。

②進むべき方向性／理念（どのようなまちを理想としているか）

私たちは、先人が築いた地域資源や文化を引き継ぎ、より暮らしやすくするとともに、豊かで潤いのある未来を次の世代へ繋げるために、ともに力をあわせていかなければなりません。

③理想とするまちの姿を実現する手段として必要なこと

そのためには、市民が、市民の手で、市民の責任で主体的にまちづくりに取り組むことが大切です。

市民一人ひとりが自ら考え、まちづくりに積極的に参画することによって、私たちのまちの自治を推進し、市民、市議会、市が協働しながら、それぞれの持つ個性や能力がまちづくりに発揮される地域社会を実現しなければなりません。

④制定の目的／条例制定の宣言

このような認識の下、知立市のまちづくりの理念を共有し、このまちを誰もが暮らしやすく、生きていて楽しいと感じることのできるまちにするために、ここに知立市まちづくり基本条例を制定します。

【流山市】

①まちの特性（自然・風景・歴史・生活文化）

わたしたちのまち流山市は、江戸川、利根運河などの豊かな水辺、下総台地に広がる豊かな森に包まれたまちです。

②目指しているまちの姿

わたしたちは、先人たちが永々と築いてきた水と緑と文化を大切にするとともに、市民同士のつながりを大事にする地域社会を築き、皆が「ここに住んでよかった」と思えるまちを目指しています。

③理想とするまちの姿・自治を実現する手段として必要なこと／条例制定の背景・理由

地方分権をさらに推進するため、地方自治の本旨に基づき市民自治を進める地方公共団体である地方政府としての流山市は、市民の意思を十分に把握し、自らの責任で政策を策定し実行しなければなりません。そして、市民は、自分たちの課題は自分たちで解決するという市民自治の精神にのっとり、行政、議会とともに、まちづくりを進めることが求められています。

参考:他の自治体では

この大きな目標を実現するためには、市民は互いに助け合い、共に責任を担い合って、積極的にまちづくりに参加し、そして、市及び議会は、市民の信託にこたえ、市民と連携し、協力して、市民自治によるまちづくりを進めなければなりません。

そのためには、市民自治の基本的な理念を確立し、市民が主体的に参加する方法、情報の公開と共有、市民と市及び議会の役割と責務など自治体を運営していくための基本的な原則、仕組みが必要です。

④制定の目的／条例の位置づけ／条例制定の宣言

流山市は、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨に基づき、市民福祉の向上を目指し、市民自治のための普遍の原則を定め、ここに流山市自治基本条例を制定します。

【解説】

前文は、条例制定の趣旨や目的、基本的な考え方を強調する場合、冒頭に置きます。

本条例の前文では、地方分権の流れに伴い地方公共団体の自主自立が求められるようになったこと、そして市民・議会・行政が連携し、協力して市民自治によるまちづくりを推進することがさらに必要になったことを、制定する趣旨及び目的として謳っています。

自治基本条例は、市民自治の基本理念を明らかにするとともに、市民自治によるまちづくりを推進するための市政への参加と協働に関する原則や制度、行政運営の原則や制度、議会のあり方や市民自治によるまちづくりを進める主体である市民・議会・行政の役割と責務などを規定し、流山市の市民自治の普遍の原則として定めています。

【柏崎市】

①まちの成り立ち・特性（自然・風景・歴史・地理的な特徴・産業）

私たちが暮らす柏崎市は、三階節に謳うたわれた米山と、黒姫山、八石山の刈羽三山に囲まれ、一方日本海に面した海岸線は、変化に富む福浦八景や砂丘地が続く、海と山の自然に恵まれた美しく豊かな地域です。この自然の恵みと、歴史に育はぐくまれた伝統文化は、市民の生活に潤いと心の安らぎを与え、先人の英知と努力はその時代にふさわしい産業を興し、地域の生活基盤を築いてきました。エネルギー産業都市、人を育てる学園都市、私たちは今、その発展したにぎわいのまちに住んでいます。

②進むべき方向性・目指しているまちの姿

新たな分権型社会を迎えるに当たって、私たち柏崎市民は、この地の自然と歴史を踏まえつつ、さらなる自治の精神を発揮して、個性豊かで活力に満ちた地域社会をつくりあげていくことが求められています。

③理想とするまちの姿・自治を実現する手段として必要なこと

そのためには、自らの責任において主体的に自己決定を行い、自治の主役として積極的に行政に参加することで、市民と市が相互に補完しつつ、協働してよりよいまちづくりを推進していくことが必要です。

④制定の目的・理由／条例の位置づけ／条例制定の宣言

ここに、私たちは、柏崎市のまちづくりを方向づける基本原則を掲げ、市民と市それぞれの役割と責任を明らかにするため、柏崎市の最高規範として、この条例を定めます。

【考え方】

- 柏崎市の最高規範としてこの条例を位置付け、本条例の制定に際し、前文を設けています。
- 本条例制定に当たっての背景や基本的な考え方を述べるとともに、市民と市の協働によるまちづくりを推進していくために前文で定めています。
- 前文は、市の特性、市の目指す姿、制定の理由で構成しています。

【趣旨】

- 「市の特性」については、柏崎市の地形、歴史、そこから生まれ受け継がれた文化や先人の努力がにぎわいのある柏崎市を創ってきました。先人が産業を興し、人を育て発展した柏崎市に、今の私たちは住んでいます。
- 「市の目指す姿」については、地方分権時代を迎え、これからの柏崎市の目指す姿は、先人が築きあげ発展した柏崎市を、個性豊かで活力に満ちた地域社会をつくるため、市民と市が協働してよりよいまちづくりを推進することとしています。
- 「制定の理由」については、柏崎市のまちづくりを方向付ける基本原則を掲げ、それに基づく市民と市の役割と責任を明らかにし、柏崎市の最高規範と位置付け、条例を定めることとします。
- 前文で、柏崎市の最高規範と位置付けしていますが、地方自治制度自体は日本国憲法によって採用された制度であり憲法の制約を受けるものです。また、憲法第92条は「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は…法律でこれを定める。」と規定し、地方自治法その他の法律で規定されていますので、それらの法律の規定によって制約を受けます。

参考:他の自治体では

【大和市】

①まちの成り立ち（まちづくりに対する姿勢・経緯）

大和市の市民、市議会及び市長は、これまでそれぞれの立場で理想を追求することで、地域社会の発展に努めてきました。

②進むべきまち・自治の方向性・目指しているまちの姿

21世紀を迎えた今日、先人が積み重ねてきた歴史、培ってきた文化、守り育ててきたかけがえのない自然などの貴重な財産を次世代に引き継ぎ、多様で個性豊かな地域社会を実現していくためには、自治の担い手である私たち市民、市議会及び市長は、英知を結集し、役割を分担し、それぞれの責任を果たし、そして協力していかなければなりません。

③理想とするまちの姿・自治を実現する手段として必要なこと

そのために、日本国憲法で保障された地方自治の本旨にのっとり、市民とその信託を受けた市議会、市長との間で、将来にわたり共有すべき考え方や自治を実現していくための仕組みを自ら定めることが必要です。

④自治の基本理念

「大きく和する」という願いをその名に込めた大和市では、市民一人ひとりが個人として尊重されること及び自らの意思と責任に基づいて自己決定することを自治の基本理念とし、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて努力を重ねていかなければなりません。

⑤制定の目的・理由／条例制定の宣言

ここに私たちは、大和市における自治の基本理念を共有し、自治の更なる進展のために自治基本条例を制定します。

【解説】

- ・前文は、この条例を制定するにあたっての基本的な認識や決意等を明らかにし、この条例全般にわたる解釈・運用のよりどころとなるものです。
- ・これまで、大和市（地域社会）の発展は、市民、市議会、そして市長が、それぞれの考え方のもと、それぞれの理想を追求する中で達成されてきました。しかし、多様で個性豊かな地域社会を実現するという時代的な要請に答えていくためには、これまでの対応では限界があり、三者による英知の結集や役割分担に基づいてそれぞれが責務を果たし協力することが欠かせないものとなってきました。
- ・『地方自治の本旨』である住民自治と団体自治の考え方にとり、三者が力を合わせて目指すべき地域社会の実現に努める、これこそが大和市の自治の姿です。そこで必要となる三者の間で共有すべき考え方や仕組みを、条例として定めるものが自治基本条例です。
- ・明治時代、この地域のいくつかの村が合併し一つの村となりましたが、その後この村では、合併前の村民間に生じた様々な問題や軋轢により分村運動が起きました。そこで調停に入った神奈川県から提案された村名が『大和』村であり、大和市の名前の由来です。互いを尊重し、大きく和していこうというこの名前の意味を大事にし、自治を進めていきたいと考え、「大きく和する」という言葉を前文に入れてあります。
- ・このような歴史的認識を含めて、大和市は、自治を推進するにあたり、「市民一人ひとりが個人として尊重されること」と「自らの意思と責任に基づいて自己決定すること」、この2つを自治の基本理念に掲げています。

<参考：住民自治と団体自治>

地域の課題は、その地域の住民が自主的に解決するというのが『住民自治』です。これに対して、地方自治体を国家から独立した個別の団体とみなし、地方的な事務はその団体に任せるとするのが『団体自治』です。

【茅ヶ崎市】

①まちの成り立ち・特性（自然・風景・歴史・地理的な特徴・産業）

烏帽子岩が浮かぶ湘南のきらめく海や里山の趣が残る緑豊かな丘陵に囲まれた私たちのまち茅ヶ崎市は、市民と議会や市長が協力し合って、先人から引き継いだ自然や文化、歴史をはぐくみながら、心豊かに暮らすことのできるまちを目指してきました。

②社会経済環境等の潮流変化（制定の背景）と進むべきまち・自治の方向性

こうした中、地方分権の進展や少子高齢社会の進行など社会構造の変化に伴い、市民と議会や市長は、市民の市政への参加や相互の連携、協力を一層進めるとともに、各地域の特性に応じた地域力の向上を図ることにより、市民が等しく尊重され、安心して暮らすことのできる地域社会を創り上げていくかなければなりません。

③制定の目的・理由／条例制定の宣言

このような認識の下、市民主体による自治の更なる推進を図るため、ここに、自治の基本理念、市民の権利と責務、議会や市長の責務など、茅ヶ崎市における自治の基本を明らかにした茅ヶ崎市自治基本条例を制定し

参考:他の自治体では

ます。

【趣旨】

前文は、この条例の制定の趣旨や基本的な考え方などを示すものです。

【説明】

地方分権の進展により、国と地方は、対等の関係となり、「自分たちのまちのことは、自分たちで決めていく」ことができる範囲が拡大しました。そこで、市民の意見を市政に反映していくために「市民の市政への参加」を進めていくことが重要となります。

また、少子高齢社会の進行は、市民ニーズの多様化や、市の財政の伸びの停滞、まちづくりの担い手の減少などをもたらしっていますが、こうした変化に対応し、安心して暮らすことのできる地域社会を創り上げていくためには、「協働」の推進や「地域力」を向上させることなどが必要となります。

市民と市がこのような共通認識を持って、基本的なルールの下に市民が主体となった自治を推進するために、この自治基本条例を制定するものです。

なお、「地域力」とは、地域社会の課題の解決や地域の価値創造のために、地域の住民や事業者などの地域の構成員が自らの意思により取り組む力や相互に協力する力をいいます。

参考:岩倉市その他条例の前文

【岩倉市子ども条例】

すべての子どもは、未来の社会をつくっていく、かけがえのない宝です。子どもは、一人の人間として尊重され、どのような差別や暴力も受けることなく、健康に育ち生きていくために、ふるさとのシンボルとして愛され続けている五条川と、その桜のように、すべての大人から愛され、大切にされなくてははいけません。

子どもは、自分の思ったことを自由に表し、様々なことに参加し、挑戦することができます。そのために大人は、子ども一人ひとりに権利があることを理解し、子どもが様々なことを学び、活動することができる機会を確保し、子どもと直接向き合い、やさしいまちの実現に向けて進んでいく

また、子どもは、自分自身を大切にし、他の子ども大切にするとともに、社会の一員として責任を持って行動することが必要です。

これらのことは、私たち岩倉市民が果たすべき役割であると考え、子どもが元気に育つことに喜びを見いだし、子どもたちが小さなまちから大きな夢を抱けるよう、子どもの権利を尊重し、岩倉市が子どもにやさしいまちになることを宣言し、ここに岩倉市子ども条例を定めます。

【岩倉市議会基本条例】

岩倉市議会は、地方自治の本旨に基づき、市民からの直接選挙で選ばれた代表としての自覚と責任のもと、絶えまぬ自己研鑽により資質の向上に努め、市民からの信託に応える公平・公正・透明な開かれた議会運営の追求に努めなければならない。

そのためには、唯一の議決機関として、二代表制の意義を理解し、議会本来の役割である行政監視、政策立案等を遂行する中で、市長との一定の緊張関係及び市民との適度な緊張感を保ちつつ、民意を掌握することを怠らず、あらゆる選択肢の中から、「より良い市民生活・市民福祉・市政発展」をめざすとともに、市民参加を促進し、地方自治のさらなる発展及び向上に努めなければならない。

これまで、多くの諸先輩の絶えまぬ民主主義の追究の証しとして積み重ねてきた「岩倉市議会慣例及び実例集」等により、透明性の確保に努めてきた。

この度、議会の最高規範となる岩倉市議会基本条例の制定に当たり、本市の歴史・伝統・文化を大切に育み、次世代に継承していくまちづくりとして「小さなまちから大きな夢を」とうたっている市民憲章の理念を追求し、さらなる議会改革を市民にわかりやすく示すことで、岩倉市議会の不退転の決意を宣言する。

2. 総則

■条例の目的や位置づけ、用語の定義などを行います。

○「目的」「用語の定義」はいずれの自治体も共通してもうけられており、「条例の位置付け」も多くの場合もうけられています。

○しかし、「まちづくりの基本理念」や「目指すべきまちの姿（目標）」は自治体によって様々であり、岩倉市においてどこまで明記するかは検討する必要があります。

論点

□「まちづくりの基本理念」や「目指すべきまちの姿（目標）」「まちづくりの主体」「まちづくりの基本原則」などをどこまで明記するか。

参考：他の自治体では				
流山市自治基本条例	新潟県柏崎市 市民参加のまちづくり基本条例	神奈川県大和市自治 基本条例	神奈川県茅ヶ崎市市 自治基本条例	
第1条 目的	第1条 目的	第1条 目的	第1条 目的	
第2条 条例の位置付け	第3条 条例の位置付け	第2条 最高規範性	第2条 条例の位置付け	
第3条 定義	第2条 用語の定義	第3条 定義	第3条 定義	
第4条 基本理念 第5条 目指すまちの姿	第4条 まちづくりの基 本理念 第5条 まちづくりの主体 第6条 まちづくりの目標	第4条 参加及び協働の原則 第5条 情報共有の原則 第6条 法令の自主解釈 第7条 財政自治の原則 第8条 対等及び協力の原則	第4条 自治の基本理念	
日進市自治基 本条例	安城市自治基 本条例	一宮市自治基 本条例	知立市まちづ くり基本条例	大口町まちづ くり基本条例
第1条 目的	第1条 目的	第1条 目的	第1条 目的	第1条 条例の目的
第2条 条例の位 置づけ	第2条 条例の位 置づけ	第2条 この条例 の位置づけ	第19条 位置付 け	第2条 用語の意味
第3条 定義	第3条 定義	第3条 定義	第2条 定義	
第4条 自治の基 本原則 第5条 個人の尊厳 第6条 平和的生 存権 第7条 環境権 第8条 知る権利 第9条 個人情報 の保護 第10条 権利の 尊重	第4条 市民参加 と協働の原則 第5条 情報共有 の原則	第4条 まちづく りの基本原則	第3条 まちづく りの基本理念	第3条 まちづく りの基本的な考え 第4条 参加と協 働の基本的な約束 第5条 参加と協 働の効果

①目的

■条例制定の目的を定めます。

- 前文に記述される条例制定の背景を踏まえつつ、岩倉市において、どのようなことを、何のために自治基本条例を定めるのか、その目的を定めます。
- 多くの場合、「自治基本条例に定める内容」、「市民、議会、市の執行機関の権利、役割、責務」、「目的を果たすために進めるまちづくりの方法」「めざすべき地域社会」を基本構成としています。

参考:他の自治体では

【日進市】

第1条 この条例は、日進市における自治の基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定め、市民、市議会及び市の執行機関が一体となって市民主体の自治の実現を図ることを目的とします。

【大口町】

第1条 この条例は、参加と協働のまちづくりの基本理念、まちづくりの中心となる住民、まちづくりの担い手と地域自治組織の役割や議会と町の執行機関の責務を定め、参加と協働のまちづくりを推進することにより、大口町の発展と住民福祉の向上を目指すことを目的とします。

【一宮市】

第1条 この条例は、前文に掲げられたまちづくりの基本理念にのっとり、一宮市(以下「市」といいます。)におけるまちづくりに関する原則及び仕組み、市民の権利及び役割、議会及び執行機関の責務等を定め、市民が主体のまちづくりを推進し、もって市民が幸せに暮らせるまちを築くことを目的とします。

【安城市】

第1条 この条例は、安城市における自治の基本原則を定め、市民の権利及び責務並びに議会及び市長その他の執行機関の責務を明らかにすることにより、市民参加と協働によるまちづくりを推進し、自立した地域社会を実現することを目的とします。

【大和市】

第1条 (目的)

- 1、この条例は、前文に掲げた自治の基本理念にのっとり、本市における自治の基本原則並びに市民の権利及び責務、市議会及び市長の責務並びに行政運営の原則を定めることにより、自治の進展を図り、もって自立した地域社会を実現することを目的とする。

【刈谷市】

第1条 この条例は、刈谷市における自治に関する基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機関の責務並びに自治の基本的な事項を定めることにより、住みやすく魅力的な刈谷市の実現のための市民主体の自立した地域社会を構築することを目的とします。

【流山市】

第1条 この条例は、流山市の自治の基本理念を明らかにするとともに、市民自治によるまちづくりの推進に関する原則及び制度、市民等の権利及び責務、市及び議会の役割及び責務等を定め、それらの着実な実行を通して、市民自治を推進し、もって市民福祉の向上を図ることを目的とします。

《あなたが考える岩倉市自治基本条例の目的は？》

②条例の位置づけ

■この条例を岩倉市が定める最高規範とするのかどうか確認し、それを明文化します。

○多くの自治体では、「最高規範」と明言していますが、一宮市では、「市のまちづくりに関する最も基本的な意思の表明」と表現しています。また、大口町では、前文において、「まちづくりの基本規範」としています。

○表現は、自治体によって異なりますが、いずれの自治体においても、最高規範性をうたっており、流山市においては、ます。また、他の条例等の制定改廃に当たって整合を図るべきということが位置づけられています。

論 点

□自治基本条例に最高規範と位置付けることで、市の条例の間に上下関係をつくることができるのか。そうすべきか。

参考：他の自治体では

【日進市】

第2条 この条例は、日進市が定める最高の規範です。日進市における他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。

【大口町】

※前文で下記のように、条例の最高規範性を位置づけています。

私たちは、明るい希望に満ちた明日を拓くため、住民が地方自治の主権者であることを明らかにし、まちづくりの基本規範として、「大口町まちづくり基本条例」を制定します。

【一宮市】

第2条 この条例は、市のまちづくりに関する最も基本的な意思の表明であり、その趣旨は、最大限尊重されなければなりません。

【安城市】

第2条 この条例は、市の最高規範です。他の条例、規則その他の規程の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合を図ります。

【大和市】

第2条 この条例は、市が定める最高規範であり、市は、他の条例等の制定及び改廃に当たっては、この条例の内容を尊重し、この条例に適合させなければならない。

【流山市】

第2条 この条例は、流山市が定める市民自治及び市政に関する最高規範であり、他の条例、規則等の制定又は改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に適合するように努めなければなりません。

《あなたが考える岩倉市自治基本条例の位置づけは？》

③用語の定義

■条例内で使用される用語の定義を行います。

- 「市民」や「協働」、「市民活動団体」など、条例内で使用する用語の定義づけを行います。
- 「参加」「協働」「まちづくり」は、一般的に多くの自治体で定義されています。そのほか、「まちづくりの担い手」（大口町）、「コミュニティ」（柏崎市、安城市、知立市）、「地域活動団体」（一宮市）、「非営利活動団体」（一宮市）、「市政」（流山市、刈谷市）などの用語が定義づけされています。
- 定義すべき用語は、実際にどのような用語を岩倉市の条例で使用するか、使用する文言や条例全体の構成に左右されるので、条例全体を眺めてみて最終的な調整を必要とします。
- 平成23年度に作成した「市民協働ルールブック」では、「協働のまちづくりの主体」を5つに区分し、下表のように用語の定義づけをしていますので、これを踏まえる必要があります。

▼「岩倉市市民協働ルールブック」における「協働のまちづくりの主体」の定義

①市民	市内に住んでいる人をはじめ、通勤・通学している人、市内で社会・経済的な活動をしている人を指します。
②市民活動団体	特定非営利活動法人（NPO法人）、任意団体（法人格を持たないNPO、ボランティア団体、文化芸術やスポーツの活動を行う団体）など、特定のテーマに対する共感によってつながりを持つ組織を指します。
③地域団体	行政区、子ども会、老人クラブ、婦人会など、地域で生活することを縁とし、地域での生活場面を通してつながりを持って活動を行っている組織を指します。
④事業者	企業、商店、商工会などを指します。
⑤行政	市役所及び関連機関を指します。

論点 □岩倉市においてどのような用語を定義する必要があるか。

参考：他の自治体では

【日進市】

第3条 この条例において用いる用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 市民 市内に居住する者又は市内で学ぶ者、働く者、事業を営むもの若しくは活動を行うもの等をいいます。
- (2) 協働 共通の目的を持つものが、それぞれの役割と責務を自覚し、相互に補完し、及び協力することにより、課題解決を図ることをいいます。
- (3) コミュニティ 住民自治組織等地域の問題を自ら解決することを目的とする集団又はNPO等の活動内容若しくはテーマを主なつながりとする集団をいいます。
- (4) 市民自治活動 市民が、住みよいまちづくりをめざし、自主的に行う多様な公益的活動をいいます。

【大口町】

第2条 この条例で使用される用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) 「住民」とは、次の三つの者をいいます。
 - ア 大口町内に居住する個人
 - イ 大口町内で営利を目的としない活動を継続的に行う住民団体
 - ウ 大口町内で公益、非営利又は営利を目的に活動している事業所
- (2) 「まちづくりの担い手」とは、次の三つの者をいいます。

ア 住民や地域自治組織

イ 大口町外から大口町に通勤又は通学している個人

ウ 大口町のまちづくりに関わる大口町外に居住する個人

- (3) 「地域自治組織」とは、第9条に定めるものをいいます。
- (4) 「町の執行機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。また、これらを補助する職員を執行機関に含めます。
- (5) 「参加」とは、町の執行機関が行う政策の形成や実施とその評価に、住民又はまちづくりの担い手が意見、提案等を行うことにより意思表示することをいいます。
- (6) 「協働」とは、次の二つのことをいいます。
 - ア まちづくりの担い手が、営利を目的とせず公共の課題を解決するため、相互に連携や協力をする
 - イ まちづくりの担い手と町の執行機関が、共通の課題を解決するため、相互に尊重しあい、それぞれの知恵と工夫を活かしながら、平等な立場で連携や協力を行うこと（この後、「町の執行機関との協働」といいます。）。
- (7) 「まちづくり」とは、大口町を活性化するため、地域社会が抱えている課題を解決する取組や地域社会の価値を創造するための取組をいいます。

【一宮市】

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市の区域内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。
- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) まちづくり 市民が幸せに暮らすまちとしていくための、あらゆる活動及び事業をいいます。
- (4) 協働 市民、議会及び執行機関が、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性及び自立性を尊重し、十分な協議と理解の上、目的を共有し、対等な立場で連携し、協力して活動することをいいます。
- (5) 地域活動団体 市民のうち、地域で公共的活動を行う団体であって、地域ごとに形成されたものをいいます。
- (6) 非営利活動団体 市民のうち、自主的に公共的活動を行う団体であって、営利を目的とせずに活動するもの(地域活動団体を除きます。)をいいます。

【安城市】

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者（法人その他の団体を含みます。）をいいます。
- (2) 市長その他の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 市民参加 市の施策の企画立案、実施及び評価の各過程に市民が主体的にかかわり、行動することをいいます。
- (4) 協働 市民、議会及び市長その他の執行機関がそれぞれの役割と責任のもとに連携し、補完し合いながら協力することをいいます。
- (5) まちづくり 市民が幸せに暮らし続けられるまちにしていくための活動及び事業をいいます。
- (6) コミュニティ 町内会、特定非営利活動法人、ボランティア団体その他の地域の課題に自ら取り組む団体をいいます。

【大和市】

第3条 （定義）

1、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等をいう。
- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 市 住民、市議会及び執行機関によって構成され、市民に対して地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う自治体をいう。
- (4) 協働 市民、市議会及び執行機関が、自主性を尊重し対等な立場で相互に補完し、協力することをいう。

《条例で使用する言葉のうち、意味を共有しておくべき必要があると、あなたが考える用語は？》

④自治の基本原則

■自治を実現するための決まりを定めます。

- 岩倉らしい自治を実現するために、最も大切にしなければならない、最も基本に据えなくてはならない決まりを基本原則として定めます。
- 「参加及び協働の原則」や「情報共有の原則」などを基本原則として位置付けている自治体が一般的です。なお、大口町については、自治の基本原則ではなく、「参加と協働についての基本的な約束」を位置付けているのが特徴的です。また、大和市では「自主的に法令の解釈」を「財政自治の原則」を位置付けているのが特徴的です。
- 平成23年度に作成した「市民協働ルールブック」では、「協働を進める上での基本原則（協働の心構え）」を下表のように位置付けていますので、これを参考にすることが大切です。

▼「岩倉市市民協働ルールブック」における「協働を進める上での基本原則」

①補完性の原則	市民や行政には、それぞれ得意な分野と苦手な分野があります。協働による効果を最大限に生かすためには、それぞれの「役割」や「責任」を明確にし、足りない部分を相互に補完することが重要です。
②相互理解の原則	協働を進めていくときは、お互いの信頼関係が築かれていなくてはなりません。相互に価値観や行動原理が異なっても、お互いの「立場」や「特性」の違いを理解し、尊重し合うことが大切です。
③目的・目標共有の原則	協働するにあたり、それぞれの「目的」と「目標」が同じ方向を向いていなければ協働する意义がありません。そのため、まずは目的と目標を共有することが協働への第一歩と言えます。
④対等性の原則	「行政は市民活動団体等を下請け感覚で扱ってしまう」、「市民は行政に対して依然として依存や要望体質である」では今までと何ら変わりません。協働を進めていくときは、相互の自主性・自立性を尊重しつつ、お互いが共にまちづくりの主役であるという主体性を認め合い、対等なパートナーという関係のもとで協働に取り組むよう心掛ける必要があります。
⑤公開性の原則	複数の主体が共に考え、行動するためには、情報が公開・共有されていることが必要不可欠です。また、自分たちの地域を良くしていくためには、その事業に関わる人だけではなく、地域の方々の理解と共感、協力がなければうまくいきません。そのためにも協働を進めるときは、著作権や個人情報等の保護に十分配慮しながら、情報公開条例や個人情報保護条例の規定に則って、その事業のプロセスや結果などの情報を可能な限り公開し、誰にでもわかるよう「透明性」を保っていくことが大切です。これにより、新たな参画機会の拡充にもつながります。

参考：他の自治体では

【日進市】

第4条 市民主体の自治の基本となる原則は、次のとおりとします。

- (1) 平等な社会 市民、市議会及び市の執行機関は、人権が尊重され、公正、公平かつ平等な社会の実現に努めます。
- (2) 市民主体の自治の推進 市民は、自治の担い手として、それぞれの個性や能力を発揮し、自覚と責任を持ってお互いを尊重し支えあいながら、市民主体の自治を推進します。
- (3) 自立した自治体 日進市は、自立した自治体として、国及び愛知県との適切な役割分担により、民意のもとに自らの判断と責任において、市政を行います。
- (4) 協働の原則 市民、市議会及び市の執行機関は、協働して市民主体の自治を推進します。
- (5) 市民の信託による市政 日進市は、市民にとって最も身近な自治体として、市民からの信託をもとに市政を行います。

- (6) 男女共同参画の原則 市民、市議会及び市の執行機関は、男女の平等を基本とし、共同参画のもとに市民主体の自治を推進します。
- (7) 情報共有の原則 市議会及び市の執行機関は、その保有する情報を積極的に公開し、市民と共有します。

【大口町】

第4条 参加と協働については、次のことを基本的な約束とします。

- (1) 参加と協働は、まちづくりの担い手の意思と判断によるものであり、強制されることはありません。
- (2) まちづくりの担い手の自主的な活動や参加と協働は制限をされず、また干渉を受けせん。
- (3) 子ども（満20歳未満の個人をいいます。）も、参加と協働のまちづくりに加わり活動する権利が認められます。
- (4) 議会と町の執行機関は、まちづくりの担い手が参加と協働を進めることができるよう努めなければなりません。
- (5) 町の執行機関は、まちづくりの担い手の自主的な活動が促進されるよう必要な連絡、調整等に努め、互いに平等な関係を実現しなければなりません。
- (6) まちづくりの担い手は、町の執行機関が保有する情報について、正確な内容により積極的に公開を受ける権利が認められています。
- (7) まちづくりの担い手は、町の執行機関と協働で行う事業に関して説明をする機会、参加の機会や事業の成果に関して報告する機会が認められます。

【安城市】

(市民参加と協働の原則)

第4条 市民、議会及び市長その他の執行機関は、市民が主役の自治を実現するため、市民参加と協働によるまちづくりを進めます。

(情報共有の原則)

第5条 市民、議会及び市長その他の執行機関は、まちづくりに関する情報を互いに提供し、共有します。

【大和市】

第4条 (参加及び協働の原則)

- 1、市民、市議会及び執行機関は、自治を推進するため、それぞれの責務に基づいて参加し、協働することを原則とする。

第5条 (情報共有の原則)

- 1、市民、市議会及び執行機関は、情報を共有することを原則とする。

第6条 (法令の自主解釈)

- 1、市は、地方自治の本旨及び自治の基本理念にのっとり、自主的に法令の解釈及び運用を行うことを原則とする。

第7条 (財政自治の原則)

- 1、市は、自立した自治体運営を行うため、自らの判断と責任において、財源を確保し、使途を決定する財政自治を原則とする。

第8条 (対等及び協力の原則)

- 1、市は、自らの判断と責任において、国及び神奈川県と対等の立場で、協力することを原則とする。

【刈谷市】

○自治の主役は市民です。

○参加の原則

まちづくりは、市民の参加を基本とします。

○共存・協働の原則

市民、議会及び市長その他の執行機関は、各々の考え等を尊重した上で、互いの特性をいかし合い、協力してまちづくりをすすめます。

○情報共有の原則

市民、議会及び市長その他の執行機関は、まちづくりに関する情報を互いに共有します。

○適正な市政運営の原則

議会及び市長その他の執行機関は、まちづくりのために市民の信託に応える適正な市政運営をすすめます。

《あなたが考える自治の基本原則（決まりごと、約束事）は？》

3. 市民の権利と役割・責務

■市民の権利と役割・責務を明確化します。

①市民の権利

■自治を推進していくにあたって担保すべき市民の権利を定めます。

○自治を推進していくにあたって担保しなくてはならない市民の権利を定めるものです。他条例は、概ね「知る権利」や「参加の権利」程度です。

○日進市は、6条にわたって市民の権利を位置づけています。また、大和市（第9条）は、日進市ほどではないですが、4項にわたっており、やや詳しくなっています。安城市も第6条～第8条にわたっておりやや詳しくなっています。

◇大口町では、「住民主権」（第3条）を規定しているのが特徴。柏崎市では、「まちづくりの主体としての住民」を第5条に明記しているのが特徴です。

論点

□他法令や憲法等で位置づけられていることをあえて重複させて、自治基本条例にも位置づけるべきかどうか。

□大事なことであれば、念押し規定的に掲載すべき。自治は、市民主権であるのだから、他法令や憲法等の位置づけの有無に関係なく、位置づけるべきかどうか。

□日進市のように、多岐にわたって市民の権利を規定するべきかどうか。

参考：他の自治体では

【日進市】

（個人の尊厳）

第5条 市民は、年齢、性別、国籍その他社会的地位によるもの等いかなる差別も受けることなく、平等な個人として尊重されます。

（平和的生存権）

第6条 市民は、穏やかな暮らしのもと、平和で安全に生きる権利を持ちます。

（環境権）

第7条 市民は、良好な環境の中で生きる権利を持ちます。

（知る権利）

第8条 市民は、市政について市議会及び市の執行機関の持っている情報を知る権利を持ちます。

（個人情報の保護）

第9条 市民は、個人に関する情報が侵されることのないよう保護される権利を持ちます。

（権利の尊重）

第10条 前5条に規定する市民の権利については、公共の福祉に反しない限り、最大の尊重を必要とします。

【大口町】

※「第4条 参加と協働については、次のことを基本的な約束」の中で、「子どもの権利」と「情報公開を受ける権利」を位置づけています。

(3) 子ども（満20歳未満の個人をいいます。）も、参加と協働のまちづくりに加わり活動する権利が認められます。

(6) まちづくりの担い手は、町の執行機関が保有する情報について、正確な内容により積極的に公開を受ける権利が認められています。

【一宮市】

（市民の権利）

第5条 市民は、市が保有する情報を知る権利を有しています。

2 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有しています。

【安城市】

(知る権利)

第6条 市民は、市政について、議会及び市長その他の執行機関が保有する情報を知ることができます。

(市民参加の権利)

第7条 市民は、まちづくりの主体として、等しく市民参加をすることができます。

(行政サービスを受ける権利)

第8条 市民は、適切な行政サービスを等しく受けることができます。

【大和市】

第9条 (市民の権利)

- 1、市民は、個人として尊重され、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利を有する。
- 2、市民は、執行機関が行う政策の形成、執行、評価及び政策の形成への反映（以下「政策形成等」という。）の過程に参加する権利を有する。
- 3、市民は、市議会及び執行機関が保有する情報を知る権利を有する。
- 4、市民は、執行機関が行う行政サービスを受けることができる。

《あなたが考える担保すべき「市民の権利」は？》

②市民の役割と責務

■自治を推進していくにあたって市民が担うべき役割と責務を定めます。

- 権利の規定と対になる責務の規定です。法的な「義務」として強制するものではなく、市民自治の主体として、また、市と対等なパートナーとして、岩倉市民が主体的に果たす「役割」や「責務」を定めるものです。
- 「事業者」や「コミュニティ」など、「市民」といっても個人の市民に限定せず、どこまで区分して役割や責務を盛り込むかどうか検討する必要があります。

論点

- 「事業者の責務」や「コミュニティの役割」も規定する方向で検討してはどうか。それとも、それは、「6. 参加と協働の仕組み」の「②市民自治活動」に委ねるべきか。茅ヶ崎市では、第7条において「事業者の責務」を明記している。
- 大口町では、第6条2項で「……責任ある発言と行動に努めます。」と、まちづくりの担い手の責任ある発言と行動について明記している。知立市（第5条2項）や大和市（第10条2項）等も同様。
- 一宮市のように、「ただし、その参加を強制されることがあってはなりません。」というように、参加の権利は保障するが、参加の責務までは謳わない方がよいのか。
⇒関連：「6. 参加と協働の仕組み」の「①市民参加」の論点
- 「経費の応分の負担をする」という旨が市民の責務として位置づけている条例がみられる（日進市、安城市、大和市など）。憲法に納税の義務が謳われているように自治基本条例でも受益者負担を責務として謳うべきか。条例に掲載する場合、障がい者や高齢者、低所得者等へ配慮した表現はどうすればよいか（応益負担⇔応能負担）。
- 平成23年度に作成した「市民協働ルールブック」では、「協働のまちづくりの主体」を、「市民」、「市民活動団体」、「地域団体」、「事業者」、「行政」の5つに区分し、協働のまちづくりを実現するための基本的な役割を謳っているため、これを参考にする必要がある。

参考：他の自治体では

【日進市】

- 第11条 市民は、良好な環境を次の世代に引き継ぐ責任を持ちます。
- 2 市民は、市政の運営に関し、市議会及び市の執行機関を注視し、市民の信託に的確に答えているかどうかを見守るよう努めます。
 - 3 市民は、行政サービスその他市政の執行に要する費用について、応分の負担をします。

【大口町】

（まちづくりの担い手等の役割）

- 第6条 まちづくりの担い手は、参加と協働のまちづくりの取組において、責任ある発言と行動に努めます。
- 2 まちづくりの担い手は、町の執行機関との協働で事業を実施しようとするときは、事業を実施する理由、目的等を公表し、事業の実施に当たってはその継続と改善に努めます。
 - 3 住民は、地域自治組織における自らの役割を踏まえ、積極的に地域自治組織で活動するよう努めます。

【一宮市】

（市民の役割）

- 第6条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりに参加しなければなりません。ただし、その参加を強制されることがあってはなりません。

参考【柏崎市】

(参加する権利)

第7条 市民は、だれでも自由に、お互いに平等な立場で、まちづくりに参加する権利を有する。

2 市民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として、差別的な扱いを受けない。

【安城市】

(市民の責務)

第9条 市民は、まちづくりを推進するため、その担い手としての自覚と責任を持ちます。

2 市民は、権利の行使に当たっては、公共の福祉に反しないようにするとともに、次世代及び市の将来に配慮します。

3 市民は、行政サービスに必要な経費について、応分の負担をします。

4 市民は、良好な環境を次世代に引き継ぐ責任を持ちます。

5 市民は、安城市民憲章を尊重します。

【大和市】

(市民の責務)

第10条 市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進する責務を有する。

2 市民は、政策形成等の過程に参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。

【茅ヶ崎市】

(市民の責務)

第6条 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、自治を推進するための活動に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、市政に参加するときは、他のものの意見及び行動を尊重するとともに、自らの発言及び行動に責任を持たなければならない。

(事業者の責務)

第7条 茅ヶ崎市内で事業活動を行うものは、その事業活動を行うに当たっては、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。

「あなたが考える「市民」の区分は？」

「あなたが考える「市民の役割・責務」は？」

4. 市議会の役割と責務

■市民の代表のもう一方の機関である市議会が担うべき役割と責務を定めます。

- 市としての団体意思の決定機能、また、二元代表制における市長を始めとする執行機関による適正な市政運営を確保するための監視機能などが議会の基本的な役割・責務を定めます。
- 岩倉市では、既に議会基本条例が制定されています。したがって、この条例との整合を図っていく必要があります。議会基本条例では、議会及び議員の責務と活動原則を次のように規定しています。

第2章 議会及び議員の責務と活動原則

(議会の責務と活動原則)

第4条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。

- (1) 公正性、透明性等を確保し、市民に信頼される開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。
- (3) 市の条例、規則等に対し、常に検証を行うこと。
- (4) 市民の傍聴意欲が高まるように、わかりやすく工夫した議会運営を行うこと。

(議員の責務と活動原則)

第5条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高めて、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

- 「市議会の役割と責務」については、まずは、議会基本条例を踏まえていただきながら、議員・議会（議会改革特別委員会など）における検討に委ねた後に、調整の機会を設けます。

参考:他の自治体では

【日進市】

第12条 市議会は、日進市の意思決定機関として、市民の意思を的確に反映した市政の実現のために権能を発揮するとともに、市政の運営に関し、市の執行機関を監視する役割を果たさなければなりません。

2 前項に規定する市議会の役割と責務その他議会運営に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

【大口町】

(議会の責務)

第7条 議会は、この条例の目的と基本理念を尊重し、住民を代表する意思決定機関としての自覚を持って説明責任を果たし、住民に開かれた議会運営に努めなければなりません。

【一宮市】

(議会の役割及び責務)

第18条 議会は、選挙により選ばれた議員によって構成される市の意思決定機関であることから、市民の意思が市政に適切に反映されるよう努めます。

2 議会は、市政の適正な推進に資するため、監視機能及び政策立案機能を果たします。

3 議会は、より開かれた議会を実現するため、議会の情報公開及び議会への市民参加の推進に努めます。

【安城市】

(議会の責務)

第10条 議会は、市の意思決定機関として、市政を監視するとともに、政策立案に努め、市民の意思が市政に反映されるよう活動します。

2 議会は、意思決定の内容及び過程を市民にわかりやすく説明し、開かれた議会運営を行います。
(議員の責務)

第11条 議員は、市民の代表者として、広く市民の利益に資するため、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、研鑽に努めます。

【大和市】

(市議会の責務)

第13条 市議会は、自治の基本理念にのっとり、その権限を行使し、自治を推進しなければならない。

2 市議会は、市民に対して、開かれた議会運営を行い、説明し、及び応答する責務を有する。

3 市議会は、保有する個人情報を保護し、及び保有する情報を原則として公開しなければならない。

(市議会議員の責務)

第14条 市議会議員は、自治の基本理念にのっとり、市議会が前条に規定する事項を実現するよう、誠実に職務を執行しなければならない。

《あなたが考える「市議会の役割・責務」は？》

5. 市長・行政執行機関・職員の役割と責務

■市長・行政執行機関・市職員の役割・責務を明確化します。

論点

- 大口町は、「町の執行機関の役割」ということで、市長や職員区分はしていません。また、日進市や安城市などでは、「市長」と「市職員」に区分してそれぞれの役割・責務を定めています。さらに、一宮市では、「市長」と「市職員」に加えて、「執行機関」の3区分それぞれについて役割・責務を定めています。
- 岩倉市では、「市長」及び「行政執行機関」、「市職員」に区分にして、それぞれの役割や責務について検討します。

①市長及び行政執行機関の役割と責務

■自治体の長であり、選挙によって市民から信託を受けた市長、並びに行政執行機関の役割と責務を定めます。

参考:他の自治体では

【日進市】

(市長の役割と責務)

- 第13条 市長は、この条例を遵守し、市民の信託に応え、公正、公平かつ誠実に市政を運営し、市民主体の自治を推進しなければなりません。
- 2 市長は、市政の総合的かつ計画的な展望及び方針を示し、その実現に取り組まなければなりません。
- 3 市長は、市職員を適切に指揮監督し、リーダーシップを発揮して、市政の運営を行わなければなりません。

【大口町】

※(町の執行機関の責務)ということで、市長や職員に区分していない。

- 第8条 町の執行機関は、この条例の目的と基本理念を理解し、責任を持って行政を推進しなければなりません。
- 2 町の執行機関は、参加と協働のまちづくりを進めるために必要な環境整備と基盤整備に努めなければなりません。
- 3 町の執行機関は、参加と協働のまちづくりの意味を理解し、意識改革や技能の向上を図らなければなりません。
- 4 町の執行機関は、政策を実施する責任やその結果に対する責任を負うとともに、それらを住民又はまちづくりの担い手に説明する責任を負います。
- 5 町の執行機関は、住民又はまちづくりの担い手の意見を政策に反映するとともに、政策の実施に参加できるよう努めなければなりません。

【一宮市】

(市長の役割及び責務)

第19条 市長は、市民のため、公正かつ誠実に市政を運営します。

(執行機関の役割及び責務)

- 第20条 執行機関は、公平、公正、誠実、迅速及び効果的に事務を執行するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市民のニーズの的確な把握に努めます。
- 2 執行機関は、社会情勢の変化などに対応するため、その組織を柔軟に改めるとともに、職員の職務能力の向上を図るよう努めます。

【安城市】

(市長等の責務)

- 第12条 市長は、市の代表者として、自治体経営の方針を明らかにし、その実現のため、誠実かつ公正に職務を遂行します。
- 2 市長その他の執行機関は、職員の指揮監督を適切に行い、職員の能力向上を図ります。

【大和市】

(市長の責務)

第15条 市長は、この条例を遵守し、自治を推進しなければならない。

2 市長は、執行機関の政策形成等が、第2章に定める自治の基本原則に従い推進されるよう調整しなければならない。

3 市長は、効率的な行政運営に努めなければならない。

4 市長は、市職員の能力向上に努めなければならない。

《あなたが考える「市長の役割・責務」は？》

②市職員の役割と責務

■市職員は、自治推進にあたってどんな役割を担い、努力すべき「責務」があるか定めます。

参考:他の自治体では

【日進市】

(市職員の役割と責務)

第14条 市職員は、市民との信頼関係づくりに努め、市民全体のために、公正、公平かつ誠実に職務を遂行し、市民主体の自治を推進しなければなりません。

2 市職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力の向上に取り組まなければなりません。

【大口町】

※(町の執行機関の責務)ということで、市長や職員に区分していない。

第8条 町の執行機関は、この条例の目的と基本理念を理解し、責任を持って行政を推進しなければなりません。

2 町の執行機関は、参加と協働のまちづくりを進めるために必要な環境整備と基盤整備に努めなければなりません。

3 町の執行機関は、参加と協働のまちづくりの意味を理解し、意識改革や技能の向上を図らなければなりません。

4 町の執行機関は、政策を実施する責任やその結果に対する責任を負うとともに、それらを住民又はまちづくりの担い手に説明する責任を負います。

5 町の執行機関は、住民又はまちづくりの担い手の意見を政策に反映するとともに、政策の実施に参加できるよう努めなければなりません。

【一宮市】

(職員の役割及び責務)

第21条 職員は、市民との協働によりまちづくりを進めます。

2 職員は、市民全体のために働くことを自覚し、市民の福祉の増進を図るため、質の高い行政サービスを提供します。

3 職員は、自らの職務能力向上のため、必要な知識、技能等の習得及び向上に努めます。

【安城市】

(職員の責務)

第13条 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚して、積極的にまちづくりを推進します。

2 職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、自発的に知識の習得その他能力の向上に取り組みます。

【大和市】

(市職員の責務)

第16条 市職員は、市民全体のために働く者として、この条例を遵守し、誠実かつ公正に職務の遂行に努めなければならない。

2 市職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

《あなたが考える「市職員の役割・責務」は?》

6. 参加と協働の仕組み

■市政やまちづくりへの参加を保障する仕組みや市民自治活動・地域活動を進めていくための仕組みなど定めます。

①市民参加

■市政やまちづくりへの市民参加を保障するための仕組み等を定めます。

- 多くの場合は、他条例に詳細事項は委ねていますが、大口町では、「第5章 参加と協働の約束に基づく制度」ということで、かなり詳細にわたって参加と協働の制度を位置づけています。
- 柏崎市（第7条）や一宮市（第2条）では、不参加を理由とした差別的な扱いの禁止や参加を強制されることのないような規定をしています。大口町の第4条も同様です。
- 子どもに参加関係については、日進市の場合は、第15条の2項において「子どもは、それぞれの年齢にふさわしいかたちで市政に参加することができ、能力に応じた役割を果たすことができます。」というようにできる規定を権利として保障しています。大口町もおおむね同様です。
- 一方、大和市の場合は、子どもの権利参加権ではなく、第11条として、子どもが健やかに育つ環境をつくる市の責務を位置づけています。一宮市の場合も概ね同様で、第9条に「子どもの参加の機会の保障」を規定しています。流山市も同様です。
- 柏崎市の場合は、子どもの権利や市の責務としての位置づけではなく、また、子どもの参加を保障しているものではありませんが、第6条まちづくりの目標において、子どものためのまちづくりのことが設けられています。

□自治基本条例により委任される条例として、別途、市民参加や協働を担保するための条例制定を位置づけるべきか。それとも、参加と協働の制度をかなり詳細に記載すべきか。

□参加の権利に加え、不参加の自由も規定すべきかどうか。⇒関連：「3. 市民の権利と役割・責務」の「②市民の役割と責務」の論点

□

参考（子どもの参加の保障）

【大口町】

（参加と協働の基本的な約束）

第4条 参加と協働については、次のことを基本的な約束とします。

(3) 子ども（満20歳未満の個人をいいます。）も、参加と協働のまちづくりに加わり活動する権利が認められます。

【大和市】

（子ども）

第11条 市は、子どもが健やかに育つ環境をつくる責務を有する。

【流山市】

（子どもの意見表明の機会の保障）

第12条 市は、子どもが自己に関係のある事柄について、意見を表明できる機会を積極的に設けるよう努めなければなりません。

論点

【柏崎市】

(まちづくりの目標)

第6条 市民と市は、まちづくりの基本理念に基づき、それぞれに協働し、次に掲げるまちづくりの推進に努めるものとする。

(4) 次世代を担うすべての子どもたちが夢と希望を抱き、健やかに成長できるまちづくり

参考:他の自治体では

【日進市】

(市民参加)

第15条 市民は、市政に関わる政策等の立案、実施、評価のそれぞれの過程において、自主的に参加することができます。

2 子どもは、それぞれの年齢にふさわしいかたちで市政に参加することができ、能力に応じた役割を果たすことができます。

3 市民は、子どもが能力に応じた役割を果たすことができるよう、適切な支援に努めます。

4 市議会及び市の執行機関は、市民が市政に参加する場や機会を多く提供し、誰もが参加しやすい多様な工夫と環境づくりを行わなければなりません。

5 前各項に規定する市民参加に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

【大口町】

※「第5章 参加と協働の約束に基づく制度」ということで、かなり詳細にわたって参加と協働の制度を位置づけている。

(まちづくり提案会議)

(政策検討会議)

(意見公募手続)

(制度の選択)

(出前対話)

(地域懇談会)

【一宮市】

(情報共有)

第7条 市が保有する情報は、市民との共有物であって、市は、これを適正に管理し、公正かつ公平に提供するものとします。

2 市民が保有する公共的活動に関する情報は、まちづくりを進めるために有用であり、市民及び市は、これを適正に共有するよう努めます。

(市民の参加の機会の保障)

第8条 市は、市民の市政への参加の権利を保障するため、多様な参加の機会を設けるよう努めなければなりません。

2 市は、多様な方法を用いて市民の意見や提案を求め、これを市政の運営に反映するよう努めなければなりません。

(子どもの参加の機会の保障)

第9条 市は、子どものころから自らのまちに愛着を持てるよう、子どもが参加しやすいまちづくりの機会を設けるよう努めなければなりません。

第10条 市長は、この条例の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な市政運営の基本となる計画(以下「総合計画」といいます。)を策定します。

2 市長は、総合計画の策定、見直し及び評価に当たっては、市民に参加の機会を保障します。

【安城市】

(市民参加)

第14条 市民参加の権利を保障するため、市長は、別に条例で定めるところにより、適切かつ効果的と認められる市民参加の手法を用意します。

【大和市】

(運営原則)

第18条 執行機関は、行政サービスの向上のため、政策形成等が連続し、循環していくことが基本であることを認識して、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。

2 執行機関は、公正で透明性の高い開かれた行政運営を行わなければならない。

3 執行機関は、政策形成等の過程において、市民の参加を推進しなければならない。

4 前項に規定する市民の参加について必要な事項は、別に条例で定める。

※「(委任) 第33条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市議会及び執行機関が別に定める。」として、それぞれ『市民参加に関する条例』、『行政評価に関する条例』、『住民投票に関する条例』を別に制定し、必要な事項を委任することを定めている。

【柏崎市】

(参加する権利)

第7条 市民は、だれでも自由に、お互いに平等な立場で、まちづくりに参加する権利を有する。

2 市民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として、差別的な扱いを受けない。

参考

【一宮市】

(市民の役割)

第6条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりに参加しなければなりません。ただし、その参加を強制されることがあってはなりません。

【大口町】

(参加と協働の基本的な約束)

第4条 参加と協働については、次のことを基本的な約束とします。

- (1) 参加と協働は、まちづくりの担い手の意思と判断によるものであり、強制されることはありません。
- (2) まちづくりの担い手の自主的な活動や参加と協働は制限をされず、また干渉を受けません。
- (3) 子ども(満20歳未満の個人をいいます。)も、参加と協働のまちづくりに加わり活動する権利が認められます。

「あなたが考える「市民参加」に関連する条文は？」

②市民自治活動

■市民自治活動や地縁団体活動等を保障するための仕組みを定めます。

○一宮市や大口町では、地縁組織にかなりのウエイトをかけて条例に位置づけています。

○具体的には、一宮市（第14条や16条、17条）では、地域活動団体や地域におけるまちづくり（連区）を位置づけています。大口町についても、同様です（第6条第3項、第9条や第10条、地域懇談会（第16条第2項）など）。

論点

□今後は行政区等の地域自治組織（地域コミュニティ）がまちづくりや協働の担い手としてより一層重要になるが、その活動を条例にどのように位置づけるべきか。どこまで踏み込んだ内容を盛りこんでいくか。

参考：他の自治体では

【日進市】

（市民自治活動）

- 第16条 市民は、それぞれの地域において、住民自治組織等によるコミュニティ活動を通じ、市民自治活動の推進に努めます。
- 市民は、NPO等によるコミュニティ活動やボランティア活動を通じ、それぞれの役割のもとで、自らできることを考え、行動し、市民自治活動の推進に努めます。
 - 市民は、コミュニティが市民主体の自治の重要な担い手となることを認識し、これを守り育てよう努めます。
 - 市の執行機関は、市民自治活動の自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するものとします。
 - 前項に規定する市民自治活動の支援に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

【大口町】

※「第4章 地域自治組織」ということで、かなり詳細にわたって「地域自治組織」について位置づけている。

（地域自治組織の設定）

- 第9条 地域自治組織は、地域のつながりを基礎にした地域住民にとって最も身近な公共的組織であり、「共助の精神」を共有できる組織です。
- 地域自治組織の区域は、既にある行政区のほか、地域住民が主体になって地域の特色に応じた価値の創造や地域固有の課題解決が進められるよう、地域的なまとまりの中で新たに設定することができます。

（地域自治組織の役割）

- 第10条 地域自治組織は、住民一人ひとりの自立と共助の精神のもとに、自ら解決できる地域の課題については、自らが考え決定し主体的に取り組むものとします。
- 地域自治組織は、自らが解決できない地域の課題については、町の執行機関やその他のまちづくりの担い手と連携し、その解決を図るものとします。

（地域自治組織と町の執行機関の関係）

- 第11条 町の執行機関は、地域自治組織が地域自治を担うために必要となる組織や制度の整備について、地域自治組織と話し合い取り組みます。
- 町の執行機関は、地域自治組織の自立性と自主性を尊重し、地域自治を実現するために必要な権限と財源を地域自治組織に委ねるものとします。

【一宮市】

（協働によるまちづくり）

- 第13条 市民及び市は、協働によるまちづくりを推進していくものとします。
- 市は、協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備に努めなければなりません。

（地域活動団体）

- 第14条 地域活動団体は、地域内の住民で構成される、まちづくりに欠くことのできない存在であり、これをまちづくりの主体として位置付けます。
- 地域活動団体は、地域内の住民の意見の集約を図り、その地域における公共的課題の解決に努めるものとします。

3 地域活動団体は、運営ルールを明確にするとともに、開かれた運営を行い、地域内の住民が参加しやすいように活動を行います。

4 地域内の住民は、地域活動団体がまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに、その活動に積極的に参加し、協力するよう努めます。

(非営利活動団体)

第 15 条 非営利活動団体は、自主的に公共的活動を行う、まちづくりに欠くことのできない存在であり、これをまちづくりの主体として位置付けます。

2 非営利活動団体は、自らの公共的活動を行うとともに、他の非営利活動団体等との連携を図りながら、課題の解決に努めるものとします。

3 非営利活動団体は、地域社会の一員として、それぞれの活動がまちづくりに関与しているという意識を持ち、市民が参加しやすいように活動を行います。

(地域活動団体等への支援)

第 16 条 市民及び市は、地域活動団体及び非営利活動団体が活発に活動を行うために必要な支援を行います。

(地域におけるまちづくり)

第 17 条 市は、地域の意思を反映させ、地域内の住民が自主的に身近な地域の課題の解決を図り、地域のことは地域内の住民が自ら考え、実行できるようにするため、連区(地域の合意による複数の町内会で形成された区域をいいます。)単位でまちづくりを進めるための施策を講じます。

【安城市】

(コミュニティ)

第 15 条 コミュニティは、まちづくりの担い手として、自主的にまちづくりに取り組むよう努めます。

2 市民は、コミュニティの意義と役割について理解を深め、積極的にコミュニティに加わり、又はその活動に参加するなど、コミュニティを守り育てるよう努めます。

3 市長は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動の支援に努めます。

【大和市】

(地域コミュニティ)

第 12 条 市民は、互いに助け合い地域の課題に自ら取り組むことを目的として自主的に形成された集団(以下この条において「地域コミュニティ」という。)が自治の担い手であることを認識し、これを守り育てるよう努めるものとする。

2 執行機関は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、政策形成等を行うものとする。

3 執行機関は、地域コミュニティの活動を支援することができる。

4 市議会は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重するものとする。

「あなたが考える「市民自治活動（地縁的団体等の取組）」に関連する条文は？」

③住民投票

■選挙に並んで重みのある市民が市政に参加する仕組みとしての住民投票について、それを定めるかどうか含めて検討します。

- 自治を推進していくにあたって担保しなくてはならない市民の権利を定めるものです。他条例は、概ね「知る権利」や「参加の権利」程度です。
- 地方自治法において、条例の制定や改廃を請求することができる制度（地方自治法第 74 条）や、議会の解散や議員・首長の解職（「罷免（リコール）」ができる制度（地方自治法 76 条～88 条）」が規定されています。※本市には関係ないが署名数の緩和（80 万人超の都市では、有権者数の 1/6⇒1/8 に緩和）が行なわれている。
- こうした中、大口町では、常設型の住民投票をまちづくり基本条例内に詳細に規定しています。また、柏崎市は、地方自治法の 74 条に規定される「条例の制定改廃」に関する直接請求権のみ記載しています。
- 一方、安城市や大和市、茅ヶ崎市などでは、委任条例として、別途定める条例に委ねています。このうち、安城市は非常設型の住民投票条例である一方、大和市（創設済み）や日進市（条例案作成済み）、茅ヶ崎市（調査研究中）については、常設型の住民投票条例です。

論点

□自治基本条例により委任される条例として、別途、常設型の住民投票条例を制定することを位置づけるべきか。それとも、大口町などのように自治基本条例内に設けるべきかどうか。

参考：他の自治体では

【日進市】

第 7 章 住民投票

（住民投票）

第 26 条 市長は、日進市に関わる重要な事項について、住民の意思を確認するために、住民投票を実施することができます。

- 2 住民投票は、住民、市議会又は市長の発議があったときに実施します。
- 3 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。
- 4 前 3 項に規定する住民投票の発議、投票資格者その他住民投票の実施に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

【大口町】

（住民投票にかけることができる重要事項）

第 18 条 住民投票にかけることができる町政運営上の重要事項（この後、「重要事項」といいます。）は、現在又は将来の住民主権の地方自治又は住民の福祉に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものとします。ただし、次の事項は住民投票にかけることができる事項から除きます。

- (1) 町の執行機関の権限でない事項
- (2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- (3) 特定の住民又は地域に関する事項
- (4) 議会や町の執行機関の組織、人事又は財務に関する事項
- (5) 第 1 号から第 4 号に定めるもののほか、住民投票にかけることが適当でない認められる事項

（住民投票の投票権がある者）

第 19 条 住民投票の投票権がある者（この後、「投票資格者」といいます。）は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。この後、「公職選挙法」といいます。）第 22 条の選挙人名簿に登録されている者とします。ただし、選挙人名簿に登録されている者であっても、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 24 条の規定により転出の届出をしたものは、投票資格者からは除きます。

（住民からの請求による住民投票）

第 20 条 投票資格者は、前条の投票資格者の総数の 10 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から、町長に対し、重要事項について住民投票を実施することを請求することができます。

- 2 町長は、前項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければなりません。

(住民投票の形式)

第21条 前条第1項に規定する請求による住民投票に係る事項は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求されたものでなければなりません。

(住民投票の実施)

第22条 町長は、第20条の規定により住民投票を実施するときは、直ちにその旨を大口町公告式条例(昭和25年大口村条例第3号)第4条に基づき告示しなければなりません。

2 町長は、前項の規定による告示の日から数えて90日以内に投票日を定め、住民投票を実施するものとします。

(住民投票の成立要件等)

第23条 住民投票は、一つの住民投票を行った事項について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとします。この場合においては、開票作業その他の作業は行わないものとします。

2 住民投票の結果は、有効投票総数の過半数をもって決するものとします。

(投票結果等の告示及び通知)

第24条 町長は、前条の規定により住民投票が成立しなかったとき、又は住民投票が成立し投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、第20条第1項の代表者及び議会の議長にこれを通知しなければなりません。

(請求の制限期間)

第25条 この条例による住民投票が実施された場合(第23条第1項の規定により住民投票が成立しなかった場合を含みます。)には、その投票結果の告示の日から3年間は、同一の事項又はその事項と同じ趣旨の事項について、第20条第1項の規定による請求を行うことができません。

(投票結果の尊重)

第26条 住民、議会と町の執行機関は、住民投票の投票結果を尊重しなければなりません。

(投票及び開票)

第27条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票や開票に関し必要な事項は、公職選挙法、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)や公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)と大口町公職選挙管理規程(昭和42年選管規程第1号)の例によるものとします。

【一宮市】

第12条 市長は、市政に関する重要事項について、広く住民の意思を確認するため、**条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。**

2 前項の条例には、それぞれの事案に応じ、住民投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格、成立要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとします。

3 議会及び市長は、住民投票が実施された場合は、その結果を尊重します。

【安城市】

(住民投票)

第17条 市長は、市政の特に重要な事項について、直接市民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができます。

2 住民投票に付すべき事項、投票の手続、投票の資格要件その他住民投票の実施に必要な事項については、**その都度、別に条例で定め**ます。

3 議会及び市長その他の執行機関は、住民投票の結果を尊重します。

【大和市】

(住民投票)

第30条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができる。

2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(住民投票の請求等)

第31条 本市に住所を有する年齢満16年以上の者は、市政に係る重要事項について、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

2 市議会は、市政に係る重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

3 市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。

4 市長は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。

5 住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する年齢満16年以上の者とする。

6 **住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。**

④連携

■自治を推進するにあたって求められる「連携」について定めます。

○日進市では、市外の人々との交流・連携や他自治体との連携が謳われています。一宮市や茅ヶ崎市では、「国等との連携」になっています。流山市では、「国際交流」（第20条）も規定しています。

参考：他の自治体では

【日進市】

(連携)

第17条 市民は、市民自治活動の推進のため、コミュニティ活動やボランティア活動等を通じ、市外の人々と広く交流し、連携するよう努めます。

2 日進市は、他の自治体と、共通の課題を解決するため、相互に連携するよう努めます。

【大口町】

※特になし

【一宮市】

(国等との連携)

第23条 市は、共通する課題を解決するため、国、関係地方公共団体その他の機関と相互に連携し、協力するよう努めます。

【安城市】

(連携)

第16条 市民は、まちづくりを推進するため、市内外の人々や団体と広く交流し、連携するよう努めます。

2 議会及び市長その他の執行機関は、共通するまちづくりの課題を解決するため、他の自治体と連携するよう努めます。

【大和市】

(他の自治体との連携)

第32条 市は、共通する課題を解決するため、他の自治体と相互に連携し協力するよう努めるものとする。

7. 市政の運営

■自治を推進するにあたっての市政運営のあり方を明確化します。

論点

- 最近では、「法令遵守」や「公益通報」や「危機管理」、「行政改革」などを位置づけている自治体もあるがどうするか。
- 地方自治法の改正に伴い、市の最上位の計画である総合計画の位置づけを自治基本条例でどのように位置づけるべきか。
- 「説明責任」、「行政手続き」、「財政運営」、「行政評価」についてどのように位置づけたらよいか。

①柔軟な組織の形成

■自治を推進していくにあたって求められる行政組織のあり方を定めます。

○市の執行機関について、組織のあり方、運営の方向性を定めます。キーワードとしては、「柔軟」「効率的」「機能的」「職員の能力向上」「市民に分かりやすく」。

参考:他の自治体では

【日進市】

(柔軟な組織の形成)

第18条 市の執行機関は、市民にわかりやすく、効率的で機能的であるとともに、横断的で柔軟に対応できる組織体制をつくらなければなりません。

【大口町】

※特になし

【一宮市】

(執行機関の役割及び責務)

第20条 執行機関は、公平、公正、誠実、迅速及び効果的に事務を執行するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市民のニーズの的確な把握に努めます。

2 執行機関は、社会情勢の変化などに対応するため、その組織を柔軟に改めるとともに、職員の職務能力の向上を図るよう努めます。

【安城市】

(市政運営の基本)

第20条 市長は、総合計画を定め、計画的な市政運営を行います。

2 市長は、最少の経費で最大の効果が挙げられるように、市政運営を行います。

3 市長は、市民のニーズに的確に対応した市政運営を行います。

4 市長その他の執行機関の組織は、市民にわかりやすく機能的であるとともに、横断的で柔軟に対応できるものとしします。

【大和市】

(執行機関の組織)

第19条 執行機関の組織は、市民にわかりやすく、効率的かつ機能的なものでなければならない。

②市民本位の市政運営

■自治を推進していくにあたって求められる市政運営のあり方を定めます。

○市政運営について、そのあり方や方針を掲げます。キーワードは「公平」「校正」「誠実」「迅速」「市民ニーズの把握」「計画的」「最小の経費で最大の効果」。「行政サービスの向上」「公正で透明性の高い」

参考:他の自治体では

【日進市】

(市民本位の市政運営)

第19条 市の執行機関は、広報及び広聴の機能を一体的に発揮することにより、市民の意向を的確にとらえ、市民本位の市政の運営を行わなければなりません。

【大口町】

※特になし

【一宮市】

(市民の参加の機会の保障)

第8条 市は、市民の市政への参加の権利を保障するため、多様な参加の機会を設けるよう努めなければなりません。

2 市は、多様な方法を用いて市民の意見や提案を求め、これを市政の運営に反映するよう努めなければなりません。

【安城市】

(市政運営の基本)

第20条 市長は、総合計画を定め、計画的な市政運営を行います。

2 市長は、最少の経費で最大の効果が挙げられるように、市政運営を行います。

3 市長は、市民のニーズに的確に対応した市政運営を行います。

4 市長その他の執行機関の組織は、市民にわかりやすく機能的であるとともに、横断的で柔軟に対応できるものとしします。

【大和市】

(運営原則)

第18条 執行機関は、行政サービスの向上のため、政策形成等が連続し、循環していくことが基本であることを認識して、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。

2 執行機関は、公正で透明性の高い開かれた行政運営を行わなければならない。

3 執行機関は、政策形成等の過程において、市民の参加を推進しなければならない。

4 前項に規定する市民の参加について必要な事項は、別に条例で定める。

③計画的な市政運営

■自治を推進していくにあたって計画行政のあり方を定めます。

○地方自治法の第2条第4項「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」の規定が削除されたことにより、総合計画の法的根拠がなくなりました。

○このため、最高規範である自治基本条例に総合計画策定の法的根拠を位置づける自治体が多くなっています。

参考:他の自治体では

【日進市】

(計画的な市政運営)

第20条 市の執行機関は、この条例に定める基本理念にのっとり総合計画を定め、総合的かつ計画的な市政の運営を行わなければなりません。

【大口町】

※特になし

【一宮市】

第10条 市長は、この条例の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な市政運営の基本となる計画(以下「総合計画」といいます。)を策定します。

2 市長は、総合計画の策定、見直し及び評価に当たっては、市民に参加の機会を保障します。

【安城市】

(市政運営の基本)

第20条 市長は、総合計画を定め、計画的な市政運営を行います。

2 市長は、最少の経費で最大の効果が挙げられるように、市政運営を行います。

3 市長は、市民のニーズに的確に対応した市政運営を行います。

4 市長その他の執行機関の組織は、市民にわかりやすく機能的であるとともに、横断的で柔軟に対応できるものとしします。

【流山市】

(総合計画)

第22条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、流山市の最上位計画として基本構想、基本計画及び実施計画を内容とする総合計画(以下「総合計画」という。)を策定します。

2 市長は総合計画における基本構想のほか、その直近の下位計画である基本計画についても、議会の議決を経なければなりません。

3 市長は、社会経済情勢等が大きく変化し、総合計画の内容との間にかい離が生じたときは、これを見直すものとしします。

4 市が行う政策は、総合計画に根拠を置かなければなりません。

【柏崎市】

(総合計画等の策定)

第19条 市は、基本構想及びこれを具体化するための基本計画(以下これらを「総合計画」という。)を、まちづくりの基本原則にのっとり策定しなければならない。

2 市は、総合計画の策定過程に広範な市民が参加できるよう努めなければならない。

3 市は、総合計画以外の計画の策定に当たっては、総合計画との整合及び計画相互間の調整を図らなければならない。

4 市は、総合計画その他の計画により進められたまちづくりに関して、市民の満足度の把握に努め、市民参加による行政評価を行い、必要な見直しを行わなければならない。

5 市は、総合計画と行政評価とが連動した予算編成及び執行に努め、健全な財政運営を図らなければならない。第17条 総合計画(総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及びこれを具体化するた

めの計画をいう。第26条において同じ。)は、自治の基本理念にのっとり定められなければならない。

【大和市】

(総合計画)

第17条 総合計画(総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及びこれを具体化するための計画をいう。第26条において同じ。)は、自治の基本理念にのっとり定められなければならない。

(運営原則)

第18条 執行機関は、行政サービスの向上のため、政策形成等が連続し、循環していくことが基本であることを認識して、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。

2 執行機関は、公正で透明性の高い開かれた行政運営を行わなければならない。

3 執行機関は、政策形成等の過程において、市民の参加を推進しなければならない。

4 前項に規定する市民の参加について必要な事項は、別に条例で定める。

【茅ヶ崎市】

(総合計画等)

第18条 市は、市の目指す将来の姿を明らかにし、これを計画的に実現するため、この条例の趣旨にのっとり、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画(以下「総合計画」という。)を定めなければならない。

2 総合計画は、次条第3項に規定する財政の見通しと整合を図って策定され、又は改定されなければならない。

3 行政の各分野における政策を体系的に定める計画は、総合計画と整合を図って策定され、又は改定されなければならない。

4 市長は、総合計画の策定又は改定に着手するときは、その趣旨を公表しなければならない。

5 市長は、総合計画の進行を管理し、その進行状況を公表しなければならない。

6 政策は、法令の規定によるもの、緊急を要するもの又は著しい社会情勢の変化によるものを除き、総合計画に根拠を有するものでなければならない。

④開かれた市政運営

■情報公開を進めていくことを定めます。

- 市民主体のまちづくりや自治を進めていく上での前提となる情報の共有を担保するために定める条項です。
- 岩倉市でも他の自治体と同様に、既に情報公開条例が定められていますが、その上位条例である自治基本条例において、それをさらに明確化しようとするものです。
- なお、柏崎市や茅ヶ崎市では、「説明責任」についても規定しています。また、知立市では、第12条第1項で「説明責任」を規定し、第2項で意見提案等に対する速やかな対応を規定しています。

論点

□開かれた市政運営の一環として、「説明責任」を位置づけるか、それとも、独立させて位置づけるか。

参考:他の自治体では

【日進市】

(開かれた市政運営)

- 第21条 市議会及び市の執行機関は、市民にわかりやすいかたちでその保有する情報を積極的に公開し、公正かつ透明性の高い開かれた市政の運営を行わなければなりません。
- 2 前項に規定する情報公開に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

【大口町】

※特になし

【一宮市】

※特になし

【安城市】

(説明責任等)

- 第24条 市長その他の執行機関は、施策の企画立案、実施及び評価の各過程において、その内容を市民にわかりやすく説明します。
- 2 議会及び市長その他の執行機関は、広く市民が必要とする情報について、わかりやすく迅速な提供に努めます。
- 3 議会及び市長その他の執行機関は、市民からの提案、意見、要望又は苦情に対しては、誠実かつ迅速に応答します。

(情報公開及び個人情報の保護)

第25条 議会及び市長その他の執行機関は、市民の知る権利を尊重し、公正で開かれた市政を実現するため、市政に関する情報を積極的に公開します。

- 2 議会及び市長その他の執行機関は、個人の権利利益の保護に資するため、その保有する個人情報を適正に保護します。

【流山市】

(情報共有)

第8条 市及び議会が保有する情報は、市民等との共有物であって、市及び議会は、これを適正に管理し、公正かつ公平に提供するものとします。

(審議会等)

第28条 市は、審議会等（附属機関その他の市の設置する合議体の機関をいう。次項において同じ。）の委員を選任する場合は、委員構成における多様性の保持に留意するとともに、可能な限り市民から公募するものとします。

- 2 市は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければなりません。

【柏崎市】

(説明責任)

第17条 市は、まちづくりに関する活動の内容及びその意思決定の過程について、市民に分かりやすく説明しなければならない。

【大和市】

(情報公開)

第22条 執行機関は、政策形成等における情報を原則として公開しなければならない。

2 前項の規定による情報の公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(運営原則)

第18条 執行機関は、行政サービスの向上のため、政策形成等が連続し、循環していくことが基本であることを認識して、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。

2 執行機関は、公正で透明性の高い開かれた行政運営を行わなければならない。

3 執行機関は、政策形成等の過程において、市民の参加を推進しなければならない。

4 前項に規定する市民の参加について必要な事項は、別に条例で定める。

⑤個人情報の適切な取扱い

■情報公開の一方で保護しなくてはならない個人情報について定めます。

○岩倉市でも他の自治体と同様に、個人情報保護条例が制定されています。

参考:他の自治体では

【日進市】

(個人情報の適切な取扱い)

第22条 市議会及び市の執行機関は、個人の権利利益を守るため、その保有する個人に関する情報を保護しなければなりません。

2 前項に規定する個人情報の保護に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

【大口町】

※特になし

【一宮市】

※特になし

【安城市】

(情報公開及び個人情報の保護)

第25条 議会及び市長その他の執行機関は、市民の知る権利を尊重し、公正で開かれた市政を実現するため、市政に関する情報を積極的に公開します。

2 議会及び市長その他の執行機関は、個人の権利利益の保護に資するため、その保有する個人情報を適正に保護します。

【大和市】

(個人情報の保護)

第23条 市長は、個人情報の保護の推進のため、個人情報を取り扱うものに対し、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 執行機関は、その保有する個人情報を保護しなければならない。

3 前2項に規定する個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。

⑥適切な行政手続

■行政手続に関するルールを市民に対して示すためにその基本事項を定めます。

- 行政手続（申請に対する処分、不利益処分、行政指導、届出）に関するルールを市民に対して、あらかじめ明らかにすることが求められます。これは行政の透明性を確保する制度として「情報公開」や「個人情報保護」と同様に重要なものです。
- 具体事項は、「岩倉市行政手続条例」を適用することになりますが、基本的な事項を自治基本条例に定めるかどうかについて検討する必要があります。
- なお、大口町や一宮市でも当然、行政手続条例が制定されていますが、自治基本条例等においては特に定めていません。

参考：他の自治体では

【日進市】

（適切な行政手続）

第23条 市の執行機関は、市政の運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するために、適切な処分、行政指導及び届出に関する手続（以下「行政手続」といいます。）を行わなければならない。

2 前項に規定する行政手続に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

【大口町】

※特になし

【一宮市】

※特になし

【安城市】

（行政手続）

第23条 市長その他の執行機関は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、行政手続を適正に行います。

【大和市】

（行政手続）

第24条 執行機関は、市民の権利利益の保護に資するため、行政処分等に関する手続を定めなければならない。

2 前項の手続について必要な事項は、別に条例で定める。

【茅ヶ崎市】

（政策法務等）

第17条 市は、地域の課題を解決するため、地方自治の本旨に基づいて法令を解釈し、及び運用するとともに、条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）を適切に制定し、又は改廃するものとする。

2 市長は、基本的な制度を定める条例、義務を課し、若しくは権利を制限する条例又は市民生活若しくは事業活動に直接かつ重要な影響を与える条例の制定又は改廃に着手するときは、その趣旨を公表しなければならない。ただし、公表しないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

3 市は、この条例の趣旨にのっとり、条例等を体系的に整備しなければならない。

⑦財政

■市民サービスに密接な関係にある財政運営の原則について定めます。

○安城市や一宮市、大和市、流山市など多くの自治体でも規定しています。柔軟な行財政運営が縛られすぎるのではないかという懸念もあります。

参考：他の自治体では

【日進市】

(財政)

第24条 市長は、総合計画に基づき中長期的な財政計画を定めるとともに、財源の確保並びにその効率的な活用及び効果的な配分を行い、最少の経費で最大の効果が得られるよう行財政改革に努め、健全な財政運営を行わなければなりません。

2 市長は、市民に対し、財政に関する計画及び状況を公表し、わかりやすく説明しなければなりません。

3 市長は、日進市の保有する財産の適正な管理及び効率的な運用をしなければなりません。

【大口町】

※特になし

【一宮市】

(財政運営)

第22条 市長は、最少の経費で最大の効果を挙げることを財政運営の柱とする、持続可能な健全財政の確立を図ります。

2 市長は、財政状況を市民に分かりやすく公表し、かつ、説明します。

【安城市】

(市政運営の基本)

第20条 市長は、総合計画を定め、計画的な市政運営を行います。

2 市長は、最少の経費で最大の効果が挙げられるように、市政運営を行います。

3 市長は、市民のニーズに的確に対応した市政運営を行います。

4 市長その他の執行機関の組織は、市民にわかりやすく機能的であるとともに、横断的で柔軟に対応できるものとします。

【大和市】

(財政の健全性の確保)

第26条 市長は、総合計画に基づいた財政計画を定め、財源を効率的かつ効果的に活用することにより、財政の健全性を確保するよう努めなければならない。

⑧行政評価

■効率的・効果的な行政が進められているか評価する仕組みについて規定します。

○行政評価が時流であることは明らかであるが、そのやり方によっては、事務の大きな負担を招いているケースもあります。日進市や安城市のように行政評価を入れるべきかどうかという点も含めて検討する必要があります。

参考:他の自治体では

【日進市】

(行政評価)

第25条 市の執行機関は、市政をより効率的かつ効果的に運営するため、市民参加のもとに行政評価を実施し、その結果を市政の運営に反映させていかなければなりません。

2 市の執行機関は、行政評価の結果を市民にわかりやすく公表しなければなりません。

【大口町】

※特になし

【一宮市】

※特になし

【安城市】

(行政評価)

第22条 市長その他の執行機関は、市政をより効率的かつ効果的に運営するため、行政評価を実施し、その結果を市政運営に反映させます。

2 行政評価の実施に当たっては、第三者機関による評価などを行い、客観性の確保に努めます。

【流山市】

(行政評価)

第24条 市は、効果的かつ効率的に行政を運営するため、政策、施策及び事業のすべてについて行政評価を実施しなければなりません。

2 市は、前項の行政評価の結果に基づき政策、施策及び事業を見直すとともに、これを総合計画の進行管理及び見直し並びに予算の編成に反映させなければなりません。

3 市は、第1項の行政評価を行うときは、市民等の参加による方法を用いるよう努めるとともに、その行政評価の結果を市民等に分かりやすく公表しなければなりません。

【大和市】

(行政評価)

第20条 執行機関は、客観的な行政評価を行い、その結果を公表しなければならない。

2 前項に規定する行政評価に関し必要な事項は、別に条例で定める。

⑨国等、関係自治体との連携

■周辺自治体、国・県との連携について規定します。

○効率的、効果的な行政課題の解決や災害時などの対応を行うため、国や近隣自治体、広域的な連携を行うこと規定します。

参考：他の自治体では

【日進市】

※特になし

【大口町】

※特になし

【一宮市】

(国等との連携)

第23条 市は、共通する課題を解決するため、国、関係地方公共団体その他の機関と相互に連携し、協力するよう努めます。

【知立市】

(他の地方公共団体等との連携)

第14条 市は、共通する課題の解決を図るため、関係する地方公共団体等との連携及び協力を努めるものとします。

【安城市】

※特になし

【流山市】

(近隣等の自治体との協力)

第19条 流山市は、行政運営上の課題の解決と市民サービスの向上を図るため、広域的な観点から、近隣自治体と相互に連携し、協力するよう努めます。

2 流山市は、姉妹都市及び友好都市をはじめとする前項以外の自治体と共通するまちづくりの課題について連携し、協力し、その解決に努めます。

【茅ヶ崎市】

(国等との連携協力)

第29条 市は、共通する課題を解決し、又は市民により良い公共サービスを提供するため、国及び他の地方公共団体と連携し、又は協力するよう努めなければならない。

2 市は、地域の課題の解決に国際社会の取組が密接な関係を有していることにかんがみ、必要に応じて、国際社会との連携又は協力を推進するよう努めるものとする。

⑩危機管理や災害等緊急時の対応

■「危機管理」「災害等緊急時の対応」について条例に盛り込みます。

○安城市（第 18 条）や流山市（第 35 条）では、「危機管理」あるいは「災害等緊急時の対応」を規定しているのが特徴です。岩倉市でも、特に進めていかななくてはならない事項・テーマがあれば、検討する必要があります。

○安城市（第 19 条）では、市民参加と協働の条文の一つとして、「持続可能な社会の形成」（環境首都を総計で謳っているため）を規定しているのが特徴です。岩倉市でも、参加と協働によって進めていかななくてはならない事項・テーマがあれば、検討する必要があります。

参考：他の自治体では

【安城市】

（危機管理）

第 18 条 市民は、日頃から、災害、犯罪その他非常の事態に備え、安全に安心して生活するための手段を自ら講ずるよう努めます。

2 コミュニティは、市長及び他の団体と協力し、市民の安全で安心な生活に資する活動を行うよう努めます。

3 市長は、市民の安全を確保するため、適切かつ迅速な対応ができる体制を確立するとともに、市民の自助努力を支援し、関係機関との協力を努めます。

【流山市】

（災害等緊急時の対応）

第 35 条 行政は、市民の生命や身体、財産、くらしの安全を確保するとともに、必要な計画を策定し、災害等の緊急時にも的確な対応ができるよう危機管理体制を確立します。

2 行政は、災害等の緊急時には、関係機関との連携はもとより、市民や関係団体等とも連携し、速やかに状況を把握するとともに、対策を行います。

3 市民は、災害等の緊急時において、自分自身を守る努力をするとともに、互いに助け合うことができるよう訓練に参加するなど、防災に対する意識を高め、行政との連携のもとに、自主的な防災体制等の整備に努めます。

【安城市】

（持続可能な社会の形成）

第 19 条 市民は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会（以下「持続可能な社会」といいます。）の形成のため、市長及びコミュニティその他の団体と協力し、日常生活又は事業活動において環境への負荷の低減に努めます。

2 市長は、持続可能な社会の形成のため、総合的な施策を策定し、計画的に推進します。

⑪市の特徴・取り組みを際立たせる項目

■「市の特徴」「取り組みについて」ほかに定めるべきことがあれば条例に盛り込みます。

○安城市（第 19 条）では、環境首都を総計で謳っていることから、市民参加と協働の条文の一つとして、「持続可能な社会の形成」を規定しているのが特徴です。また、大和市（第 29 条）では厚木基地についての条項が盛り込まれています。岩倉市でも、市の特徴や取り組みを際立たせる事項・テーマがあれば、検討する必要があります。

参考：他の自治体では

【安城市】

（持続可能な社会の形成）

第 19 条 市民は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会（以下「持続可能な社会」といいます。）の形成のため、市長及びコミュニティその他の団体と協力し、日常生活又は事業活動において環境への負荷の低減に努めます。

2 市長は、持続可能な社会の形成のため、総合的な施策を策定し、計画的に推進します。

【大和市】

（厚木基地）

第 29 条 市長及び市議会は、市民の安全及び安心並びに快適な生活を守るため、厚木基地の移転が実現するよう努めるものとする。

2 市長及び市議会は、国や他の自治体と連携して、厚木基地に起因して生ずる航空機騒音等の問題解決に努めなければならない。

8. 条例の実効性の確保

■自治基本条例を実効性あるものにしていくための事項を定めます。

①条例の遵守

■条例遵守の規定を定めます。

○日進市や一宮市では、条例の遵守を独立した条項で謳っています。日進市では、市議会も遵守することを規定しているのが特徴です。

○一方、大和市では、市長の責務や職員の責務の中において条例遵守を規定しています。

参考:他の自治体では

【日進市】

(条例の遵守)

第27条 市民、市議会及び市の執行機関は、この条例を遵守しなければなりません。

2 市長は、市政がこの条例に基づいて行われているかどうかを市民参加のもとに検証し、その結果により、必要な措置をとらなければなりません。

3 前2項に規定するこの条例の遵守に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。
(条例の見直し)

【大口町】

※特になし

【一宮市】

(この条例の遵守等)

第24条 市民及び市は、この条例を遵守し、まちづくりを進めなければなりません。

2 市長は、この条例の実効性を確保するため、この条例の運用状況等を調査し、公表するとともに、市民との協働によりその改善に努めます。

【安城市】

※特になし

【大和市】

※市議会の条例遵守は謳われていない。

(市長の責務)

第15条 市長は、この条例を遵守し、自治を推進しなければならない。

(市職員の責務)

第16条 市職員は、市民全体のために働く者として、この条例を遵守し、誠実かつ公正に職務の遂行に努めなければならない。

②条例の見直し

■時代の変化に対応できる条例とするため条例改正の手続きを規定します。

- 自治基本条例は、最高規範であることから、その内容はある程度恒久的なものであり、本来軽々しく変更されるべきものではありません。
- しかしながら、今後、社会経済情勢がますます変化していくことが予想されるため、一定期間が経過した後も各条文がその時代の社会経済情勢に合っているか、本市にふさわしいものであり続けているかを見守り、形骸化を防止する必要があります。

論 点

- 条例を見直す期間を明記するのか。明記するのであれば何年間とするか。
- 条例の見直しの方法をどこまで明記するか。

参考：他の自治体では

【日進市】

(条例の見直し)

- 第28条 市長は、この条例の施行の日から5年以内に、この条例が市民主体の自治の推進にふさわしいものであるかどうかを市民参加のもとに検証し、その結果により、必要な措置をとらなければなりません。
- 2 市長は、前項の規定により、この条例を検証した日から5年以内に再び検証するものとし、以降同様とします。
- 3 前2項に規定するこの条例の見直しに関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

【大口町】

(条例の見直し)

- 第28条 議会と町の執行機関は、地方自治における住民主権を実現するため、この条例が常に社会や大口町の状況に合った内容になるよう努めなければなりません。
- 2 前項の目的を達成するため、この条例の内容については、平成22年4月1日から数えて4年ごとに見直しを行うものとします。
- 3 前項の規定は、この条例の4年未満における見直しを妨げるものではありません。

【一宮市】

(この条例の見直し)

- 第25条 市長は、社会情勢の変化等により、この条例の見直しが必要になったときは、市民の意見を広く求めるよう努めます。

【安城市】

(条例の見直し)

- 第26条 市長は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、社会状況の変化に照らし、この条例が市民が主役の自治の実現を図る上でふさわしいものであるかどうかについて、市民参加のもとに検証します。
- 2 市長は、前項の規定による検証の結果に基づいて、必要な措置を講じます。

【大和市】

※特になし

【茅ヶ崎市】

- 第30条 市は、4年を超えない期間ごとに、この条例の施行状況及びこの条例の規定が茅ヶ崎市における自治の推進に適合したものであるかを検証し、必要があると認めるときは、この条例の改正その他の適切な措置を講じなければならない。
- 2 市は、前項の規定による検証をするときは、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
- 3 市は、第1項の規定による検証の内容及び当該検証の内容に基づき講じようとする措置（措置を講じよ

うとしないときは、その旨。以下同じ。)を公表し、市民の意見を聴かなければならない。

4 市長は、第1項の規定による検証の内容、当該検証の内容に基づき講じようとする措置（前項の規定により聴いた意見により講じようとする措置を修正したときは、当該修正した措置）及び前項の規定により聴いた意見を議会に報告しなければならない。

5 市は、第1項の規定による検証の内容に基づき講ずる措置（措置を講じないときは、その旨）及び第3項の規定により聴いた意見を公表しなければならない。

③委任

参考：他の自治体では

【日進市】

(委任)

第29条 この条例の施行に関して必要な事項は、市議会及び市の執行機関が別に定めるものとします。

【大口町】

※特になし

【一宮市】

※特になし

【安城市】

※特になし

【大和市】

(委任)

第33条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市議会及び執行機関が別に定める。